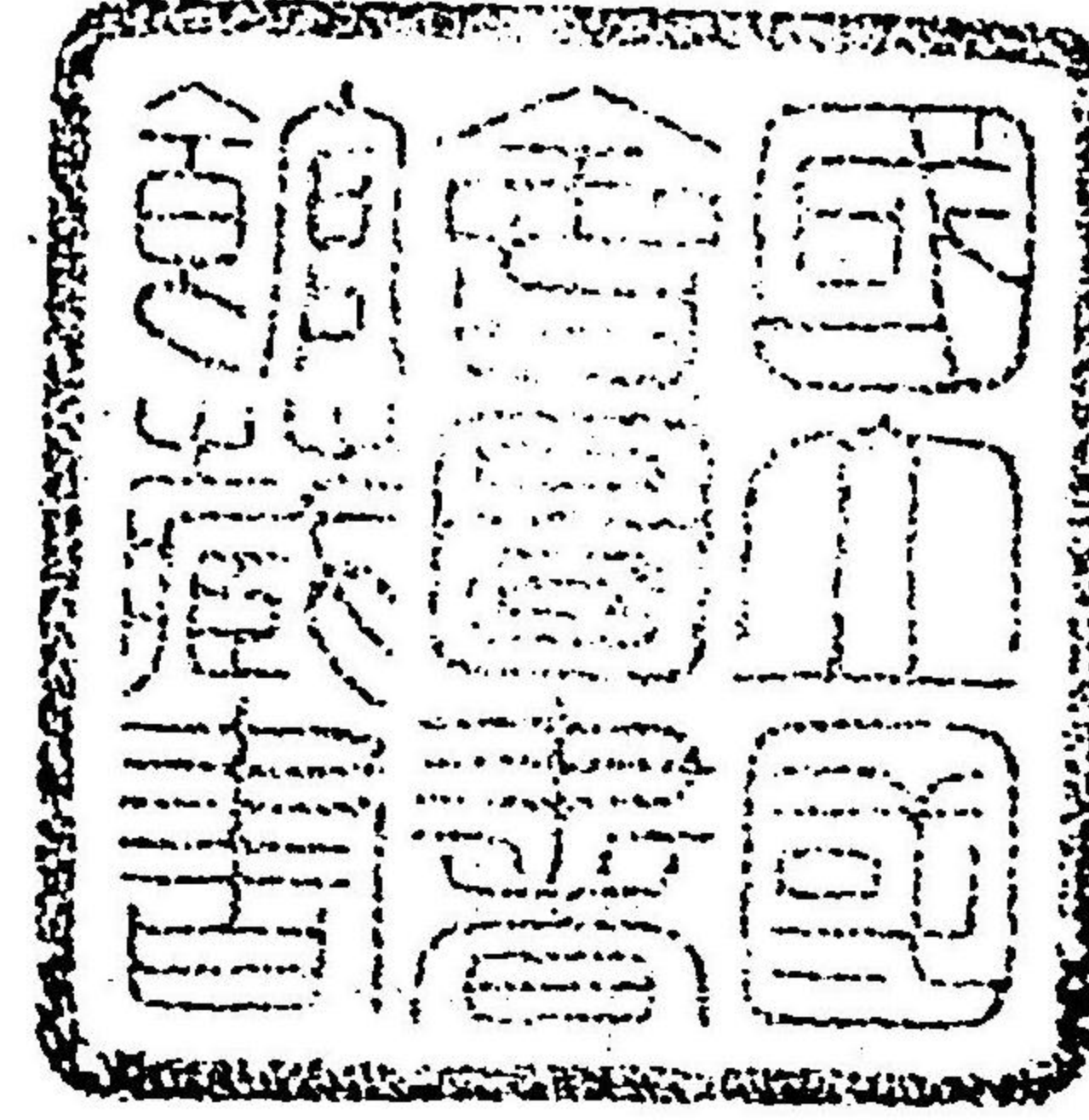


國民精神文化文獻 一二

日本教育史資料書 第二輯

國民精神文化研究所

370
95



教育事實史資料

第三編 中 世

131565

131565

例言

一、本書は日本教育に關する歴史的資料を蒐集、整理せるものであつて、その中本年度に刊行せる第一輯より第五輯までは教育事實史資料とし、次いで公にすべき教育思想史資料と相俟つて、専門學校、師範學校、其の他教育史教授の參考書たらしめんとするものである。

一、教育事實史に關する資料の蒐集、整理に際しては、まづ社會形態、思想形態の變遷に應じて、時代的區劃を上古、中古、中世、近世上、近世下、最近世の六部に分ち、各時代の資料を各一編に纏めた。本書は最初に我が國肇國の理想を明かならしむべき資料を掲げ、最後に我が國教學の根本方針を明瞭にすべき資料を以つて結んだのであるが、それ以外には各編ごとその時代の社會形態、思想形態、教化政策に關する資料を「教育の形態」とし、これを最初に置き、それに「教育の理想」、「教育の施設」、「教育の内容」、「教育の方法」といふ項目に従つて各項各一章となし、各編の資料をその順序に配列した。更に各章の内部に於いても、資料は項目に依つて分類し、同一項目内に於いては年代順に配列した。

一、各章の終にある解説は、蒐集せる資料の説明として附したものであるが、同時に成るべくその敘述を通して日本教育事實史の簡単な概観を得しむるやうにした。各資料中難解な語句には簡単な語釋を施し、漢文には句讀訓點を附した。異本に依つて異なる字句は、その中適當と編者の思惟したるものを採用し、原資料に用ゐられてゐる古字、俗字、略字等は、原則として現行文字に改めた。各資料には使用の爲の便を計つて、上古より最近世に至るまで通し番號を附し、解説文にもこれを挿入して、對應に便ならしめた。

一、本年度に刊行せる第一輯より第五輯までの編纂は、研究部長研究囑託吉田熊次監修の下に、所員伏見猛彌、助手渡邊誠、思想調査囑託藤田勳、編輯事務囑託平塚益徳並に編纂囑託東京帝國大學助教海後宗臣之に當つた。

一、第二輯の資料の選擇は、編纂者の外、囑託石津照璽之を擔當した。本輯の解説並びに校正は、主として伏見猛彌之に當り、資料の語釋並に校合は、編纂者の外、編輯事務囑託太田兵三郎、同三宅清、同青柳秋生、同田中久夫、同植松茂並に囑託石津照璽、同坂口玄章之を擔當した。

一、第二輯の資料は左記の書を原典とし、他書を參照して校合した。

| | |
|----------------------|---------------------|
| あきみち (平出鏗二郎編室町時代小説集) | 奥州後三年紀 (新校群書類從) |
| 吾妻鏡 (新訂増補國史大系) | 大谷本願寺通紀 (眞宗全書) |
| 東路のつと (新校群書類從) | 大橋の中將 (笹野堅編室町時代短篇集) |
| 海人藻芥 (新校群書類從) | おもひのまゝの日記 (新校群書類從) |
| 異制庭訓往來 (新校群書類從) | 親子訓 (日本教育文庫) |
| 伊勢神樂歌 (神宮文庫藏) | 蔭涼軒日録 (大日本佛教全書) |
| 伊勢貞親教訓 (日本教育文庫) | 快元僧都記 (新校群書類從) |
| 今川了俊制詞 (日本教育文庫) | 廻國雜記 (新校群書類從) |
| 今物語 (新校群書類從) | 柏崎 (校註日本文學大系論曲) |
| 伊呂波 (校註日本文學大系狂言記) | 甲子夜話 (國書刊行會刊) |
| 右記 (新校群書類從) | 花傳書 (岩波文庫) |
| 鄂曲相承次第 (續群書類從) | 金澤文庫文書 (金澤文庫藏) |
| 叡川義方 (天台宗全書) | 鎌倉大草紙 (新校群書類從) |
| 永平元禪師清規 (大正新修大藏經) | 鎌倉北條九代記 (有朋堂文庫) |
| 永平初祖學道用心集 (大正新修大藏經) | 鎌倉遊覽記 (澤庵和尚全集) |
| 越州軍記 (續群書類從) | 勸學記 (日本大藏經) |
| 園太曆 (大洋社刊本及大日本史料) | 寒松稿 (史料編纂所藏寫本) |

- 寒松 藁(史料編纂所藏寫本)
- 勘仲 記(史料編纂所藏寫本)
- 看聞 日記(昭和七年複製)
- 紀伊國續風土記(和歌山縣神職取締所刊)
- 菊池武茂起請文(日本教育文庫)
- 義經 記(校註日本文學大系)
- 玉葉(國書刊行會刊)
- 清正 記(續群書類從)
- 空華老師日用工夫略集(續史籍集覽)
- 黒谷上人語燈録〔漢語〕(浄土宗全書)
- 元亨 釋書(大日本佛教全書)
- 源平盛衰記(校註日本文學大系)
- 建武以來追加(新校群書類從)
- 建武式目條々(新校群書類從)
- 建武年間記(新校群書類從)
- 建武年中行事(新校群書類從)
- 驥驢嘶餘(新校群書類從)
- 高野春秋編年輯録(大日本佛教全書)
- 後宇多法皇御遺告(嵯峨大覺寺藏)
- 古今著聞集(新訂增補國史大系)
- 古事談(新訂增補國史大系)
- 御成敗式條(新校群書類從)
- 御成敗式目追加(新校群書類從)
- 後深草天皇御記(列聖全集宸記集)
- 後伏見天皇御記(列聖全集宸記集)
- 今昔物語集(新訂增補國史大系)
- 嵯峨のかよひ路(新潮社刊日本文學講座)
- 沙汰未練書(續群書類從)
- 坐禪用心記(大正新修大藏經)
- 實隆公記(大洋社刊)
- 小夜のねざめ(新校群書類從)
- 至花道書(岩波文庫)
- 慈元抄(新校群書類從)
- 澁柿(新校群書類從)

- シヤギエル書簡(新村出著南蠻廣記)
- 順徳院御記(列聖全集宸記集)
- 松雲公採集遺編類纂(尊經閣藏)
- 承久軍物語(新校群書類從)
- 常山紀談(有朋堂文庫)
- 樵談治要(新校群書類從)
- 小兒必用養育草(日本教育文庫)
- 續日本後紀(新訂增補國史大系)
- 新御式目(新校群書類從)
- 信玄家法(新校群書類從)
- 眞宗掟心得(明和五年刊蓮如上人九十箇條)
- 早雲寺殿廿一箇條(新校群書類從)
- 宗五大艸紙(新校群書類從)
- 會我物語(有朋堂文庫)
- 續史愚抄(新訂增補國史大系)
- 續本朝通鑑(國書刊行會刊)
- 戴恩記(續群書類從)
- 台徳院殿御實紀(新訂增補國史大系徳川實紀)
- 太平記(昭和十一年刊西源院本)
- 平重時家訓(日本教育文庫)
- 多胡辰敬家訓(日本教育文庫)
- 玉かつま(明治三十五年刊本居宣長全集)
- 田村の草紙(平出鏗二郎編室町時代小説集)
- 丹後物狂(校註日本文學大系謡曲)
- 丹州三家物語(續群書類從)
- 竹馬抄(新校群書類從)
- 兒教訓(新校群書類從)
- 中正子(新校群書類從)
- 長會我部元親式目(續群書類從)
- 長會我部元親百箇條(新校群書類從)
- 塵塚物語(改定史籍集覽)
- 徒然草(岩波文庫)
- 貞徳文集(木版刊本)
- 東大寺續要録(續々群書類從)

東福紀年録(新校群書類從)
 東 寶 記(續々群書類從)
 梅尾明惠上人傳記(國文東方佛教叢書)
 鳥居元忠遺書(日本教育文庫)
 仲 光(校註日本文學大系謡曲)
 中山寺縁起(續群書類從)
 新田左中將義貞教訓書(日本教育文庫)
 日本教育史資料(文部省藏版)
 日本西教史(太陽堂書院刊)
 盗人連歌(校註日本文學大系狂言記)
 後法興院記(至文堂刊)
 野 守 鏡(新校群書類從)
 はちかづき(木版刊本)
 花園院天皇宸記(列聖全集宸記集)
 花 み つ(校註日本文學大系お伽草子)
 腹たてず(校註日本文學大系狂言記)
 春能深山路(續群書類從)

備前老人物語(改定史籍集覽)
 糎 糊(校註日本文學大系狂言記)
 病間長語(近古文藝溫知叢書)
 百 鍊 抄(新訂增補國史大系)
 文 相 撰(校註日本文學大系狂言記)
 フロイス書簡(思想百號所載木下奎太郎論文)
 フロイス日本史(新村出著南蠻廣記)
 文 藏(校註日本文學大系)
 平家物語(岩波文庫)
 平治物語(岩波文庫)
 碧山日録(改定史籍集覽)
 辨内侍日記(新校群書類從)
 北條五代記(改定史籍集覽)
 保元物語(岩波文庫)
 本朝高僧傳(大日本佛教全書)
 將 門 記(新校群書類從)
 增 鏡(岩波文庫)

松帆浦物語(新校群書類從)
 身 自 鏡(京都帝國大學藏寫本)
 三刀谷田邊記(續群書類從)
 箕かづき(校註日本文學大系狂言記)
 陸奥話記(新校群書類從)
 明 月 記(國書刊行會刊)
 めのとのさうし(新校群書類從)
 乳母のふみ(新校群書類從)
 毛利元就遺誠(大日本古文書)
 門 葉 記(大正新修大藏經)

野山名靈集(寶曆二年刊)
 結城戰場物語(新校群書類從)
 融通念佛縁起圖繪(大谷大學藏抄本)
 有徳院殿御實記(新訂增補國史大系徳川實紀)
 右文故事(國書刊行會刊近藤正齋全集)
 雍州府志(續々群書類從)
 世 鏡 抄(續群書類從)
 類聚三代格(新訂增補國史大系)
 蓮如上人御文(大正新修大藏經)
 老人雜話(改定史籍集覽)

昭和十二年三月

國民精神文化研究所

日本教育史資料書 第二輯 目次

第三編 中 世

第一章 教育の形態

資料〔五四〇〕—〔六四五〕……………一

第二章 教育の理想

資料〔六四六〕—〔七一六〕……………三

第三章 教育の施設

資料〔七一七〕—〔八〇二〕……………一〇

第四章 教育の内容

資料〔八〇三〕—〔九五五〕……………一四

目次……………一七

第五章 教育の方法

資 料〔九五六〕—〔一一三八〕……………二六

解 說……………二六

第三編 中世

第一章 教育の形態

〔五四〇〕類聚三代格卷第十九

頃年勅旨開田遍在諸國、雖占空閑荒廢之地、是奪黎元產業之便也、加之新立
 庄家、多施苛法、課責尤繁、威脅難耐、且諸國姦濫百姓爲遁課役、動赴京師、好屬
 豪家、或以田地詐稱寄進、或以舍宅巧號賣與、遂請使取牒加封立榜、國吏雖知
 矯飭之計、而憚權貴之勢、鉗口卷舌、不敢禁制、因茲出舉之日、託事權門、不請正
 稅、收納之時、蓄穀私宅、不運官倉、賦稅難濟、莫不由斯、加以賂遺之所費、田地遂
 爲豪家之庄、姦搆之所損、民烟長失、農桑之地、終無處於容身、還流冗於他境、

〔註〕延喜二年三月十三日太政官符「應停止勅旨開田并諸院諸宮及五位以上買取百姓田地舍宅」占請閑

〔五四一〕將門記

國司偏稱部司之无禮、恣發兵仗、押而入部矣、武芝爲恐公事、暫匿山野、如案襲來武芝之所々、舍宅緣邊之民家、掃底搜取所遺之舍宅、檢封棄去也、凡見件守介行事、主則挾仲和之行、花陽國志曰、仲和者爲大守、重賦奪財、漁國內之也、從則懷草竊之心、如箸之主、合眼而成破骨出膏之計、如蟻之從、分手而勵盜財隱運之思、粗見國內凋弊、平民可損、仍國書生等尋越後國之風、新造不治、悔過一卷、落於廳前、事皆分明、於此國郡也、武芝已雖帶郡司之職、本自無公損之^{ナク}恥、所被虜掠之私物、可返請之由、屢令覽舉、而曾无辨糺之政、頻致合戰之構、

〔註〕 部司 郡司の誤 ○守介 守は興世王、介は源經基

〔五四二〕將門記

將門苟揚兵名於坂東、振合戰於花夷、今世之人、必以擊勝爲君、縱非我朝、僉在人國、如去延長年中、大赦契王、以正月一日討取渤海國、改東丹國領掌也、蓋以力虜領哉、

〔註〕 將門の舍弟將平等が兄を諫めたのに對し將門の答へた言葉

〔五三四〕陸奥話記

長元之間、平忠常爲坂東姦雄、暴逆爲事、賴信朝臣爲追討使、討平忠常、竝嫡子義賴、在軍旅間、勇決拔群、才氣被世、坂東武士多樂屬者、

〔五四四〕陸奥話記

賴義朝臣威風大行、拒捍之類皆如奴僕、而愛士好施、會坂以東弓馬之士大半爲門客、

〔五四五〕百鍊抄 第五

八幡行幸、義家朝臣著布衣候、鳳輦近邊、其外武士多供奉陣中、依大衆事也、

〔註〕 白河天皇永保元年十月十四日の條

〔五四六〕今昔物語集 卷廿三

今昔、陸奥前司橋則光ト云フ人有ケリ、兵ノ家ニ非ネドモ心極テ太クテ、思量賢ク、身ノカナドモ極テ強カリケル、見目ナドモ吉ク、世ノ思エナドモ有ケレバ、人ニ所被置テゾ有ケル、

〔註〕 「陸奥前司橋則光切殺人」語第十五」の條

〔五四七〕今昔物語集 卷廿五

此ノ保昌原朝臣ハ家ヲ繼タル兵ニモ非ズ、□ト云フ人ノ子也、而ルニ露家ノ兵ニモ不劣トシテ、心太ク手聞キ強力ニシテ、思量ノ有ル事モ微妙

ケレバ、公モ此ノ人ヲ兵ノ道ニ被仕ルニ、聊カ心モト无キ事无キ、

〔註〕 「藤原保昌朝臣值、盗人袴垂」語第七」の條 ○缺字は「宇治拾遺物語」によれば「致忠」

〔五四八〕陸奥話記

武則告軍士曰、開圍可出賊衆、軍士開圍、賊徒忽有赴外心、不戰而走、官軍橫擊、悉殺之、於是生虜經清、將軍召見、責曰、汝先祖相傳爲予家僕、而年來、忽緒朝威、蔑如舊主、大逆無道也、

〔五四九〕源平盛衰記 卷第三十二

母二位殿は内におはし、大臣殿は外に居たまひて貞能、景家以下の宗徒の侍どもを、御前に召して仰せけるは、積善の餘慶家に盡きて、積悪の餘殃身に及ぶ、故に神明にも放たれ法皇にも棄てられ奉りて、帝都を迷ひ出でて客路にさすらふ上は、何の憑みかあるべきなれども、誠や一樹の陰に宿り

一河の流れを渡るも、皆これ先世の契りところそきけ、況んや汝等は一旦隨ひ附きたる門客にあらず、累祖相傳の家人なり、其の上十善帝王、三種の神器を御身に隨へて坐す、野の末山の奥なりとも、落ち留まらせ給はん所まで送りつけ奉り、火の中に入り水の底に沈むとも、今は限りの御有様をも見はて進らすべし」と宣ひければ、並居たりける三百餘人の侍共、老いたるも若きも、皆涙を流して返事申しけるは、怪しの鳥獸だにも、恩を忘れず徳を報ずと承る、いかに況んや人倫の御身として、争てか年頃日頃の重恩を忘れ、今更我が君をすて進らすべき、此二十餘年が間、妻子を孚み所従を顧みるも、一事として君の御恩に非ずと云ふ事なし、全く二心あるべからず、縦ひ天竺震旦なりとも、雲の終海の終までも御伴仕り侍るべし、御心安く思召され候べし」と、異口同音に申しければ、二位殿も大臣殿も、聊か憑もしく思召されける。

(註) 「福原管絃講の事」の條

〔五五〇〕吾妻鏡
第五

補任諸國平均守護地頭、不論權門勢家庄公、可充課兵糧米段別之由、今夜、北條殿謁申、藤中納言經房卿云々、

北條殿所被申之諸國守護地頭兵糧米事、早任申請可有御沙汰之由、被仰下之間、帥中納言被傳勅於北條殿云々、

(註) 文治元年十一月廿八、廿九兩日の條

〔五五一〕建武年間記

此比都ニハヤル物、夜討強盜謀論旨、召人早馬虛騒動、生頸還俗自由出家、俄大名迷者、安堵恩賞虛軍、本領ハナル、訴詔人、文書入タル細葛、追從讒人、禪律僧、下克上スル成出者、器用ノ堪否沙汰モナク、モル、人ナキ決斷所、キツケ又冠上ノキヌ、持モナラハヌ笏持テ、内裏マジハリ珍シヤ、賢者ガホナル傳奏ハ、我モトミユレドモ、巧ナリケル詐ハ、ヲロカナルニヤヲトルラ

ン、爲中美物ニアキミチテ、マナ板烏帽子ユガメツ、氣色メキタル京侍、タソガレ時ニ成タレバ、ウカレテアリク色好、イクソバクゾヤ數不知、内裏ヲガミト名付タル、人ノ妻輦ノウカレメハ、ヨソノミルメモ心地アシ、尾羽ヲレユガムエセ小鷹、手ゴトニ誰モスエタレド、鳥トル事ハ更ニナシ、鉛作ノオホ刀、太刀ヨリ大ニコシラヘテ、前サガリニゾ指ホラス、ハサラ扇ノ五骨、ヒロコシヤセ馬薄小袖、日錢ノ質ノ古具足、關東武士ノカゴ出仕、下衆上臈ノキハモナク、大口ニキル美精好、鎧直垂猶不捨、弓モ引エズ、犬逐物、落馬矢數ニマサリタリ、誰ヲ師匠トナケレトモ、遍ハヤル小笠懸、事新キ風情ナク、京鎌倉ヲコキマゼテ、一座ソロハヌエセ連歌、在々所々ノ歌連歌、點者ニナラヌ人ゾナキ、譜第非成ノ差別ナク、自由狼藉世界也、犬田樂ハ關東ノ、ホロブル物ト云ナガラ、田樂ハナヲハヤルナリ、茶香十炷ノ寄合モ、鎌倉釣ニ有鹿ト、都ハイト、倍増ス、町ゴトニ立篝屋ハ、荒涼五間板三枚、幕引マハス役所輦、其數シラズ滿ニタリ、諸人ノ數地不定、半作ノ家は多シ、去年火災ノ空

地共、クソ桶ニコソナリニケレ、適ノコル家々ハ、點定セラレテ置去ヌ、非職ノ兵仗ハヤリツ、路次ノ禮儀辻々ハナシ、花山桃林サビシクテ、牛馬華洛ニ遍滿ス、四夷ヲシヅメシ鎌倉ノ、右大將家ノ掟ヨリ、只品有シ武士モミナ、ナメンダウニゾ今ハナル、朝ニ牛馬ヲ飼ナガラ、夕ニ賞アル功臣ハ、左右ニオヨバヌ事ゾカシ、サセル忠功ナケレドモ、過分ノ昇進スルモアリ、定テ損ゾアルラント、仰テ信ヲトルバカリ、天下一統メヅラシヤ、御代ニ生デテサマ、ノ事ヲミキクゾ不思議トモ、京童ノ口ズサミ、十分一ヲモラスナリ、

(註) 「口遊、去年八月二條河原落書」の全文 ○ハサラ扇 はでな扇 ○篝屋 鎌倉時代には京都の辻四十ハケ所に番屋を作り、終夜篝火を燃して警固し、市内を巡回した ○ナメンダウ なめんだら、物事の正しからず、無禮みだらな風

〔五五二〕 徒然草

人ごとに、我が身にうるとき事をのみぞこのめる、法師は兵の道をたて、夷は

弓ひく術しらず、佛法しりたる氣色し、連歌し、管絃をたしなみあへり、されどおろかなるおのれが道よりは、なほ人に思ひ侮られぬべし、法師のみにあらず、上達部、殿上人、かみざまゝて、おしなべて武をこのむ人おほかり、

(註) 第八十段

〔五五三〕 勤仲記

抑今夕内大臣殿令迎新院皇女十六日來與按察二品御同宿云々俄有此儀頗希代之例也、上皇密々御幸二品第御出立之事有觀覽云々略中忠仁公嘉例云々、頗髣髴、今度時宜定有子細歟、

(註) 弘安七年八月十四日の條

〔五五四〕 實隆公記

今日息女十六向左大將尙九條亭與自彼方爲迎到來、青侍四人、雜色兩人同

爲迎來、及昏出立、其儀每事隱密如形之儀也、

(註) 明應四年七月廿五日の條

〔五五五〕 勤仲記

後聞、御靈祭神輿、令遇近衛室町之間、爲制止飛礮、武士少々相順守護之、其間遊手浮食之輩、供奉神輿御行、催飛礮之輿、令打擲武士、

(註) 建治二年七月十八日の條

〔五五六〕 常山紀談 卷之二

宇喜多能家の子を興家といふ、父死する時出奔し、甚だ愚かにて備中邊にさまよひ、乞食の體なりしが備前に歸り、西大寺福岡の側に有りけるを、父に懇なりける阿邊定善といふ者養ひ置き、愚なれば牛飼童とせり、

(註) 「備前國龍口落城の事附浮田直家の事並岡剛助高名」の條

〔五五七〕保元物語 卷下

義朝申けるは、此官は、先祖多田満仲法師始て成たりしかば、其跡かうばしくは存知候へ共、もとは左馬助也、今權頭に任ずる條、莫大の勳功賞に、さらに面目ともおぼえず、朝敵をうつ者は半國を給はる、其功世々に絶ずとこそ承れ、其上今度嚴親をそむき、兄弟を捨て、一身御方に參じて合戦、いたす事、自餘の輩ともがらに越たり、是勅命おもきによて、そむきがたき父に向て、弓をひき矢をはなつ、全希代の珍事也、然れども身の不義を忘て君命にしたがふ上は、人にすぐるゝ恩賞、なんぞなからんや」とぞ申ける、

〔註〕「關白殿本官に歸復の事附たり武士に勸賞を行はるゝ事」の條

〔五五八〕源平盛衰記 卷第三十七

かく寄せて一軍したりけれども、夜は猶深し、城戸口は開かず、味方も未だ續かねば、死ぬる命は何れも同じ事なれども、晩闇に證人もなく死にたら

んは、正體なしと思ひければ、明くるを遅しと待ち居たり、

〔註〕「熊谷父子城戸口に寄す並平山同所に来る附成田來る事」の條

〔五五九〕源平盛衰記 卷第三十七

御邊は追手へ向ひ給ふか、誰もまかるぞ、打連れ給へ、只一人敵の中へ打入りたりとも、證人なき所にて死したらば、なにともなき徒事、犬死とは左様の事なり、味方のつゞきたらん時に先を懸け命を捨ててこそ、我も人も高名にて、子孫に勳功もあらんずれ、

〔註〕「熊谷父子城戸口に寄す並平山同所に来る附成田來る事」の條

〔五六〇〕竹馬抄

君につかへたてまつる事、かならずまづ恩を蒙て、それにしたがひて、わが身の忠をも奉公をもはげまさんと思ふ人のみ侍なり、うしろざまに心得

たる事なり、もとより世中にすめるは君の恩徳なり、それをわすれて猶望を高くして、世をも君をもうらむる人のみ侍る、いとうたてしき事也、

(註) 第四條 ○うしろさま 逆の考へ方であるといふ意味

〔五六一〕北條五代記 卷之三

鎌倉にをいて管領上杉安房守憲實むほんによつて永享十一年持氏公御生害にて關東亂國と成て合戦止事なき所に關東に主なくして國おさまりかたしと諸侍相談し持氏公の四男成氏公を引出し公方の御遺跡を取立主君にあふき官領上杉の下知にしたかひをのれく、か國郡居館に有て永久を願ひ先祖をまつり舊功の郎從其子々孫々まで撫育せんと義を專に節を重くす然ともやゝもすれは國境をあらそひ是は頼朝公より以來我家につたはる所領なり此所領なかりせは君をもたつとふへからす戰場にて命をも捨へからす此所帯に身命を賣切たる故に一所懸命と書

ていのちをかくとよめりなと云て或時はほんぎやくを企公方へ弓を引或時は管領上杉と戦ひ止事なし、

(註) 「軍法昔にかはる事」の條

〔五六二〕源平盛衰記 卷第四十三

民部。大輔成良は、さしも平家に忠を致ししかども、忽ちに心替りして、四國の軍兵三百餘艘漕ぎ卻けて、軍の見物して居たり、平家強らば源氏を射ん、源氏勝色ならば平家を射んとぞためらふたる、天をも度りつべし、地をも度るべし、只度る可からざるは人の心と、誠なるかな成良、

(註) 「源平侍遠矢附成良返忠の事」の條

〔五六三〕太平記 第十四卷

去元弘初メ、義貞、鎌倉ヲ責平テ、其功諸人ニ勝タリシカハ、東國之武士ハ、悉

ク我カ吹舉之下ヨリ立ヘント思ハレケル處ニ、足利宰相中將義詮テヲ千壽丸トテ三歳ニ成給シカ、軍散シテ後、六月下野國ヨリ立歸テ鎌倉ニソヲハシケル、父尊氏卿京都ニシテ忠賞他ニ異也ト聞ヘレハ、其方様之大將ニ屬シタランスル者ノ、輒ク上聞ニ達シテ、恩賞ヲモ給ハランスルト思ケルニヤ、只今マテ義貞ニ付タリケル東八ヶ國ノ兵共、次第ニ心替、大半ハ義詮ノ手ニソ屬シケル、義貞是ヲ憤テ、已ニ鎌倉ニテ合戰ヲ致サントセラレケルカ、上聞ヲ憚テ默止セラル、

(註) 「足利殿與新田殿確執事付兩家奏狀事」の條

〔五六四〕北條五代記卷之三

先年も父氏綱上意をもて内々御たのみの間君命そむき難きによて義明様を追討し奉り關東諸侍にぬきんて忠勤をはけまし候事都鄙まで其かくれなく候處にいく程なく先忠を御忘れ其子孫を絶されへき御くはた

て君子逆道なに事に候哉、

(註) 「北條氏康と上杉憲政一戰の事」の條、公方晴氏が憲政の言を入れて氏康の所領を取上げようとしたのに對し氏康は宣戰布告狀を送つた、本文はその一節

〔五六五〕承久軍物語卷第三

ここにまた京がたより、大竹小太郎い家へた任ふとてかけ出たり、よせかたより、しなのゝくにの住人いはて岩手三郎ふし二人、むかふざまにあゆませより、いかに大竹殿御へんは、もとはむさしのくにの住人、くはんとう御をんの人ならずや、侍は草のなびきとはいへども、後代の名こそおしけれ、あしくも見え給ふものかなとはぢしめられ、すこしためらふ所に、いはてふしおしならべてくんでおち、やがておさへてくびをとる、

〔五六六〕源平盛衰記卷第二十二

三浦の別當下知しけるは、城の内を離れずして、よせん敵を引詰め、射よ、與一も長追して城を離れてこそ討たれぬれ、身をたばひて敵に物を思はせよ」と云ひければ大介これを聞きて、若者共が軍の様こそをかしけれ、何の料とて命をたばふべきぞ、京童部の向うつぶて、河原印地の様なり、坂東武者の習ひとして、父死ぬれども、子顧みず、子討たるれども親退かず、乗り越え、敵に組んで、勝負するこそ軍の法よ、されば二十騎も三十騎も馬の鼻を並べて蒐け出でつゝ、案内もしらぬ者共を惡所へ追詰め、笑ひたるこそ目覺しうして面白けれ」と云ひけれども、別當は、幾程もなき勢を以てかけ出でん事あしかりなんとて出でざりけり、

(註) 「衣笠合戦の事」の條 ○京童部の向うつぶて 物争ひの手ぬるい喩へ ○河原印地 印地は石打の約、小兒の石合戦の様に手ぬるいことをいふ

〔五六七〕源平盛衰記 卷第二十三

權亮少將維盛は齊藤別當を召して、抑頼朝が勢の中に、己程の弓勢の者いくら程かある、東國の者なれば案内は知つたるらんと問ひ給へば、實盛などをよき者と思召し候か、弓は三人張五人張、矢束は弓に似たる事なれば、十四束十五束、あさまを數へて矢繼早し、一矢にて二三人をも射落す、されば鎧は二領三領をも射貫き候、總じて徒矢射る者なし、かやうの者、大名一人が中に二十人三十人は候らん、無下の荒郷一所が主にも二人三人は侍るらん、馬は牧の内より心に任せて、選び取り立て飼ひたれば、早走りの曲進退の逸物を、一人して五匹十匹ひかせたり、彼の馬に乗り負ほせて、朝夕鹿狩狐狩して、山林を家と思ひて馳せ習ひたれば、乗るとは知れども落つる事なし、坂東武者の習ひにて、父が死ぬればとて子も引かず、子が討たればとて親も退かず、死ぬるが上を乗り越え、死生知らずに戦ふ、實盛などをそれに並べ候へば、物の數にも非ず、御方の兵と申すは畿内近國の驅武者なれば、親手負へば、それに事付けて一門引連れて子は退き、主討

たるれば、郎等はよき次とて兄弟相具して落ち失せぬ、馬と云ふは博勞馬の、兎角つくろひ飼ひたれば、京出て許りこそ首をも少し持擧げ侍りしが、早乗り損じて物の用に叶ひ難し、東國の荒手の馬に一當てあてられなば、更に立ちあがるべからず、されば馬と云ひ人と云ひ、西國の者共二十騎三十騎ぞ東國の一騎に當り候はんずる、○下略

(註) 「平氏清見が關下りの事」の條 ○無下の荒郷一所が主 極めて悪い土地を一箇所領する程の微力な將の意

〔五六八〕平家物語 卷第四

是を見て平家の方の侍大將上總守忠清、大將軍の御前に參て、あれ御覽候へ、橋の上の戰、手痛う候、今は川を渡すべきで候が、折節五月雨の比で、水まさて候、渡さば馬人多く亡候なんぞ、淀芋洗へや向ひ候べき、河内路へや參り候べき、と申處に下野國の住人、足利又太郎忠綱、進出て申けるは、淀芋洗

河内路をば、天竺震旦の武士を召て向けられ候はんずるか、其も我らこそ向ひ候はんずれ、目に懸たる敵を討ずして南都へ入參せ候なば吉野とつ川の勢共馳集て、彌御大事でこそ候はんずらめ、武藏と上野の境に、利根川と申候大河候、秩父、足利、中違て、常は合戰を爲候しに、大手は長井渡、搦手は古我杉渡より寄せ候ひしに、爰に上野國の住人、新田入道、足利に語はれて、杉の渡より寄んとて儲たる舟共を秩父が方より皆破れて、申候しは、唯今爰を渡さずば、長き弓箭の疵なるべし、水に溺れて死なば死ね、いざ渡さんとして、馬筏を作て渡せばこそ渡しけめ、坂東武者の習として、敵を目にかけ、川を隔つる軍に、淵瀬嫌ふ様や有る、此河の深さ、早さ、利根河に幾程の劣り勝りはよもあらじ、續けや殿原、とて、眞先にこそ打入たれ、

(註) 「橋合戰」の條

〔五六九〕太平記 第十卷

源平兩家ノ兵共、義ヲ重テ死ヲ輕スルノミナラス、安否ヲ一時ニ定メ、剛臆ヲ累代ニ殘スヘキ合戰ナレハ、子ハ討ルレ共、親ハ乗越テ敵ニカ、リ、主ハ討ルレ共、引モ不起、郎等ハ其馬ニ乗テ懸入り、引組テ共ニ勝負ヲ成モアリ、或ハ打違テ共死モアリ、其猛卒之機ヲ見ルニ、萬人死テ一人残り、萬陣破レテ一陣ニ成共、今取^レヘキ軍共見ヘサリケリ、

(註) 「鎌倉中合戰事同相模入道自害事」の條 ○「今取ヘキ」は流布本では「いつ終つべき」となつてゐる

〔五七〇〕平治物語
卷中

東へゆかば逢坂山、不破の關、西海におもむかば、須磨、明石をやすぐべき、弓矢とる身は、死すべき所をのがれぬれば、中々最後の恥ある也、たゞこゝにてうち死せん、

(註) 「六波羅合戰の事」の條

〔五七一〕源平盛衰記
卷第四十二

繼信息吹き出し、よに苦しげにて息の下に、弓矢取る身の習ひなり、敵の矢に中つて主君の命に替るは兼て存ずる處なれば、更に恨みに非ず、只思ふ事としては、老いたる母をも捨て置き親しき者共にも別れて、遙かに奥州より附き奉りし志は、平家を討ち亡ぼして日本國を奉行し給はんを見奉らんとこそ存ぜしに、先立ち奉るばかりこそ心に懸り侍れ、老母が歎きも勞はしと申しければ、さしも猛き武士なれども、判官涙をはらくとぞ流し給ひける、

(註) 「源平侍共の軍附繼信光政孝養の事」の條

〔五七二〕源平盛衰記
卷第三十三

宗俊、尤もさこそ侍るべけれ、弓矢の家に生まれぬれば、人毎に無き跡までも名を惜しむ習ひなり、明日は人の申さん様は、兼康殿こそいつまでも命

をいきんとて、山中に子を捨て落ち行きぬれといはれん事も口惜しき御事なるべし、主を見奉らんと覺すも子の末の代を思召す故なり、小太郎殿亡び給ひなんには、何事も何かはし給ふべき、只返し合はせて、三人同心に一軍して、死出の山をも離れず御伴仕らん、

(註) 「兼康板藏城戦ひの事」の條

〔五七三〕源平盛衰記 卷第三十五

義仲申しけるは、合戦今日を限りとす、身を顧み命をも惜しまん人々は此にて落つべし、戰場に臨んで逃げ走りて、東國の倫とよからに笑はれん事、當時を欺くのみならず、永代に恥を貽さん事、口惜しかるべし」と云ひければ、行親、親忠等を始めとして申しけるは、「人生まれて誰かは死を遁れん、老いて死するは兵の恨みなり、其の恩を食んで其の死を去らざるは又兵の法なりといへり、更に退く者あるべからず、」

(註) 「木曾貴女の遺を惜しむ事」の條

〔五七四〕吾妻鏡 第九

仰云、平氏追討之間、於一谷已下戰場、父子相並欲棄命、及度々之故也云々、政光○小山下 野大棟頗笑、爲君棄命之條、勇士之所志也、爭限直家哉、但如此輩者、依無顧眄之郎從、直勵勳功、揚其號歟、如政光者、只遣郎從等、抽忠許也、所詮於今度者、自遂合戰、可蒙無双之御旨、之由、下知于子息朝政、宗政、朝光、并猶子頼綱等、

(註) 文治五年七月廿五日の條

〔五七五〕吾妻鏡 第廿一

忠綱申云、勇士之向戰場、以先登爲本意、忠綱○波 多野苟繼家業、携弓馬、雖何箇度、盍進先登哉、耽一旦之賞、不可贖カガヌ万代之名云々、

(註) 建保元年五月四日の條

〔五七六〕源平盛衰記

卷第二十

同じき國の住人工藤介茂光は、法より肥え太りたる男なり、惡所にかゝつて身苦しく、氣絶えて登りやらず、伴したりける子息の狩野五郎親光に云ひけるは、「此の山烈しくして落ち延び難し、一定敵に討たれぬと覺ゆ、人手に懸けずして我が頸を切れ、佐殿は末憑もしき人ぞ、構へて二心なく奉公して助け奉れ」と云ふ、親光恩愛の名残を憐みて、肩に引懸け上りけれども、我が身だにも行きかねたるに、父をさへかくしければ更に延びえず、工藤介は、「やをれ親光よ、我育まんとて父子共に人手にかゝつて、兎角いはれん事、無き跡までも心憂かるべし、敵は既に近附きたり、只急ぎ我が頸を切つて孝養せよ、全く逆罪に成るまじ、急げ急げ」と云ひけれども、さこそ父が命なりとも、争てか逆罪を造るべきとや思ひけん、左右なく太刀をば抜かざりけり、

(註) 「工藤介自害の事」の條

〔五七七〕

源平盛衰記
卷第三十一

重能、有重畏まつて、身は恩の爲に仕はれ、命は義に依つて輕しと云ふ事あり、年來恩を蒙りて身を助け妻子を養ひ候ひき、今更子が悲しく妻が戀しければとて、争てか見捨て奉るべき、落著き坐さん所までは御供なり、と申せば、人の親の子を思ふ志、尊きも卑しきも替る事なし、されば子は東國にありて源氏に隨ひ、親は西海に落ちて身を亡ぼさん事、不便なり、只とくとく頸を延べて、頼朝に隨ひて再び妻子を相見るべし、つゆ恨みと思ふべからずと宣ひけるこそ優しけれ、

(註) 「畠山兄弟暇を賜ふ事」の條

〔五七八〕

保元物語
卷上

大將とおぼしき者、かちん直垂に、藍白地を黄に返したる鎧きて、黒羽の矢負、塗籠藤の弓を持、黄川原毛なる馬に、貝鞍おいて乘たりけるがすゝみ出

て「身不肖に候へども、形のごとく系圖なきにしも候はず、清和天皇九代の御末、六孫王七代の末孫、攝津守頼光が舍弟、大和守頼信が四代の後胤、中務丞頼治が孫、下野權守親弘が子に、宇野七郎源の親治とて、大和國奥郡に久住して、未武勇の名をおとさず、左大臣殿の召によて、新院の御方に參るなり、源氏は二人の主取事なければ、宣旨なりとも、えこそ内裏へは參まじけれ」とて打過ければ、略下

(註) 「官軍方々手分の事」の條

〔五七九〕平治物語
卷中

惡源太鎌田をめして、あれにひかへたるは頼政か、「さん候」、「にくい振舞かな、我らはうちまけば平家に與せんと、時宜をはかるとおぼゆるぞ、いざ蹴ちらしてすてんとて、五十餘騎にてはせむかひ、御邊は兵庫頭か、源氏勝たれば、一門なれば内裏へ參らん、平家かたば、主上おはしませば六波羅へ

まゐらんと、軍の勝負うかゞふと見るはいかに、凡武士は二心有を恥とす、ことに源氏のならひはさはさうず、よれや、くんで勝負を見せん」とて、眞十文字に懸破て、追立々々せめたゝかふ、

(註) 「義朝六波羅に寄せらるゝ事并に頼政心替の事附たり漢楚戰の事」の條

〔五八〇〕吾妻鏡
第七

今年於鶴岡依可被始行放生會、被充催流鏑馬射手并的立等役、其人數、以熊谷二郎直實、可立上手的之由、被仰之處、直實含鬱憤申云、御家人者皆傍輩也、而射手者騎馬的立役人者步行也、既似分勝負、於如此事者、直實難從嚴命者、重仰云、如此所役者、守其身器、被仰付事也、全不分勝負、就中的立役者非下職、且新日吉社祭御幸之時、召本所衆、被立流鏑馬的畢、思其濫觴、訖猶越射手之所役也、早可勤仕者、直實遂以不能進奉之間、依其科、可被召分所領之旨、被仰下云々、

(註) 文治三年八月四日の條 ○放生會 生ける魚鳥を放つて行ふ法會

〔五八一〕平治物語
卷中

か様に面々たゝかふ間に、義朝おちのび給ひしかば、鎌田をゆして、汝にあづけし姫はいかにとの給へば、私の女むすめに申おきまゐらせて候と申せば、いくさに負ておつるとき、いかばかりの事か思らん、中々ころしてかへれとの給へば、鞭をあけて、六條堀川の宿所にはせ来てみければ、軍におそれて人ひとりもなきに、持佛堂の方に人音しければ、ゆきて見るに、姫君佛前に經うちよみておはしけるが、政家を御覽じて、さてそも軍はいかにと問給へば、頭殿は打負させ給て、東國のかたへ御おち候が、姫君の御事をのみかなしみまゐらせ給ひ候と申せば、さては我らも只今敵にさがし出され、是こそ義朝の女よ、など沙汰せられ、恥を見んこそ心うけれ、あはれ高きも卑しきも、女の身ほどかなしかりける事はなし、兵衛佐殿は十三になれ

ども、男なればいくさに出て御供申給ふぞかし、妾十四になれども、女の身とて残しおかれ、我身の恥を見るのみならず、父の骸をけがさん事こそかなしけれ、兵衛まづ我をころして、頭殿の見參にいれよ」と口説き給へば、頭殿も此仰にて候と申せば、さてはうれしき事かなとて、御經をまきをさめ、佛にむかひ手をあはせ、念佛申させ給へば、政家つとまゐり、ころし奉らんとすれども、御産屋のうちよりいだしきと奉りし養君にて、今まで育なしたてまゐらせたれば、いかでか哀になかるべき、涙にくれて、刀の立所もおぼえずして泣きゐたりければ、姫君、敵やちかづくらん、とくく」と進め給へば、力なく三刀さして御首をとり、御死骸をばふかく納めて馳かへり、頭殿の見參に入たりければ、たゞ一め御覽じて、涙にむせび給ひけるが、東山のほとりに知りたまへる僧の所へ、此御首をつかはして、とぶらひてたび給へ」とぞおちられける、

(註) 「義朝敗北の事」の條

〔五八二〕平治物語 卷中

鎌田が妻女これをきゝ、うたれし所に尋ゆき、むなしき死骸にいただき付、われは女の身なれ共、全二心はなきものを、いかにうらめしく思ひ給ふらん。親子の中と申せども、我もさこそ思ひ侍れ、あかぬ中には今日すでにわかれぬ情なき親にぞふならば、又も憂目や見んずらん、おなじ道に具し給へ」とて、しばしは泣きゐたりけるが、夫の刀をぬくまゝに、心もとにさしあて、うつぶさまにふしければ、貫かれてぞうせにける。

〔註〕「義朝野間下向の事附たり忠致心替の事」の條

〔五八三〕野守鏡 下

釋迦彌陀おなじく國をすて家をいでて、難行苦行したまひしかども、禪念兩宗の人さとりやすく、行じやすきをたてゝ、學をわづらはしくせざるによりて、人みなこれに歸して、顯密の法、學する人も稀になれり。

〔註〕禪念兩宗 禪宗と念佛系統の宗

〔五八四〕野守鏡 下

凡そ禪念兩宗は、まことに末世流布の法なるゆゑに、おろかなる學者のみ有り、偏執の思をふかくして、邪見のそしりをさきとし、諸教にすぐれたりといへり、是につきて人皆かの兩宗におもむく所なり。

〔註〕偏執 天台、眞言の立場より見て偏執の意

〔五八五〕古今著聞集 卷第二

念佛三昧修する事は上古にはまれ也けり、天慶よりこのかた、空也上人すゝめ給ひて道場聚落この行さかんにて、道俗男女あまねくせうみやうをもつばらにしけり、これ併聖人化度衆生の方便也、市の柱に書付給ひける、一たびも南無阿彌陀佛といふ人のはちすの上へのぼらぬはなし

(註) 「釋教第二」、「空也上人弘念佛三昧事」の條

〔五八六〕融通念佛緣起繪

爰中比、大原良忍上人といふ人ありけり、もとは叡山の住侶、顯密無雙の碩德なり、しかりといへども、無上菩提のこゝろざしふかきによりて、無動寺へ千日まうて、一心に菩提をいのり、つねは隱遁のおもひたえずして、生年廿三にして、つひに三千の交衆を辭して、大原の別所に籠居して、四十六のとしにいたるまで、厭欣の信心ふかく、往生極樂ののぞみ猛利にして、日夜十二時のあひだ、ひまなく勤行し給ひけり、

〔五八七〕保元物語 卷下

三人の弟達に、な歎き給ひそ、父もうたれ給ひぬ、誰かは助けおはしまさん、兄達も皆きられ給ひぬ、情をもかけ給ふべき頭殿は敵なれば、今は定て一

所懸命の領地もよもあらず、然ば命たすかりたり共、乞食流浪の身と成て、こゝかしこまよひありかば、あれこそ爲義入道の子どもよと、人々に指をさゝれんは、家の爲にも恥辱なり、父戀しくば、只西に向て南無阿彌陀佛と唱て、西方極樂に往生し、父御前と一蓮に生れあひ奉らんと思ふべしと、おとなしやかに宣へば、三人のきんだち、各西にむかて手を合せ、禮拜しけるぞ哀なる、

(註) 「義朝幼少の弟悉く失はるゝ事」の條

〔五八八〕平家物語 卷第九

北方やはら舟端へ起出でて、漫漫たる海上なれば、いづちを西とは知ね共、月の入さの山の端を、そなたの空とや思はれけん、閑に念佛し給へば、沖の白洲に鳴く千鳥、天戸渡る楫の音、折から哀や勝けん、忍び聲に念佛百返計唱へ給ひて、南無西方極樂世界教主、彌陀如來、本願誤たず、淨土へ導びき給

ひつゝあかて別れし妹脊のなからひ、必一蓮に迎へ給へ」と泣々遙に掻口説き南無と唱る聲共に、海にぞ沈み給ける、

(註) 「小宰相身投」の條

〔五八九〕平家物語
灌頂卷

かくて年月を過ぎさせ給ふ程に、女院御心地例ならず渡らせ給ひしかば、中尊の御手の五色の絲を引へつゝ、南無西方極樂世界教主彌陀如來必ず引攝し給へ」とて御念佛有しかば、大納言佐局阿波内侍左右に候て、今を限りの悲しさに聲も惜まず泣き叫ぶ、御念佛の聲やうくよわらせましましければ西に紫雲鬢鬚き、異香室にみち、音楽空に聞ゆ、限ある御事なれば、建久二年きさらぎの中旬に一期遂に終らせ給ひぬ、

(註) 「女院御往生」の條

〔五九〇〕源平盛衰記
卷第四十七

西門にて七日七夜湯水を飲まず、斷食念佛して居たりけるが、七日と云ひける晩程に、今宮の前木津と云ふ所より海人を語らひて、膚に隠し著たりける綾の小袖の垢付きたりけるを脱ぎてたび、此の難波の沖に、此の車の主にてある者の死したる骨を入れんと思ふなり」とて、いざなひければ、蟹哀れに思ひて船に乗せ奉り遙かの沖に漕ぎ出す、爰の程こそ骨をも御經をも入るゝ所にて侍らん」と申しければ、さらば」とて舷に立ち寄り西に向ひて、念佛二三百返許り申して、車と首とを括り合はせて入れんとする由にもてなし、手に持ち給ひたりけるが左右の掌を合はせながら、南無歸命頂禮阿彌陀如來、太子聖靈先人羽林若公御前、必ず一つ蓮に迎へ取り給へ」と唱へつゝ、海へぞ入りたまひにける、

(註) 「北條上洛平孫を尋ぬ附欄體尼御前の事」の條

〔五九一〕承久軍物語

じゆわうすなはちはらまきのたか^高ひもきつてをし^直のけ、ひた^兼、れのひもときくつろげて、あかぎのつかのかたなをぬき、つかをとりなをし、きらんくとしけるが、さすがおさなきゆへにや、さうなくきりえず、ち^ちみつすゑこれを見て、あつばれ^白じがい^害や、かまへてしそんずな、火こそゆ^ゆしけれといひければ、じゆわうき^もあへず、つい立て、かたなをもちながら火にとびいらんとしけるが、たびく^くほのほのかほ^解にふきか^りければ、いくほどのがれんいのちとや、はしりかへりく^く、二三度までしたりければ、ち^ち光季これを見て、め^めくれ心もきえければ、いかにじゆわう、こなたへよれとて、てをとりてひぎにのせ、おやとなり子となるもぜん^前せ^世のちぎりといひながら、なんぢほどにちぎり^りふか^かりける子はよもあらじ、おさなければ、おとしてあとをもとぶらはれんとおもへども、供せんといふうへは、それこそねがふ所のさいはひ^孝、け^孝う^養やう^養、はう^孝を^養んのいとなみにもすぐべし、

しでの山をもろともにこえん事こそうれしけれ、人手にかけじと思ふに、より、我手にかくるぞ、あひかまへてうらみとおもふなとて、とつて引よせ、くびかききつてほのほの中へなげ入、めもみやらず、ひがしのかたにむか^かつてかうべをかたぶけ、なむきみやうてうらい、かまくらのわかみや三所^所ごんげん^右、うき^京やうの大夫^時の^義ためにめ^命いを捨、わうじやうのつちとま^まかりなる、ほん^木ぢ^地はさいはうごくらく世界のけうしゆなれば、むかへ取給へと、十念たからかになへて、はら十文字にかききり、ほのほの中にとび入けり、ふせぎやゐたりしあつたの四郎このよしを見て、いまはかうよとおもひて、ゆみやをからりとすて、はら十もんじにかききつて、つゐにむなしくなりなけり、

(註) 壽王丸 伊賀判官光季の子

〔五九二〕結城戰場物語

軍散じて後、飛きやくをもつて京都へ注進申されたりければ、京都には聞召されて、高名極て廣大也、殊更しゆん王兄弟を生どること神妙なり、いかにも堅くけいごして京着せよとの御誂なり、うけ給ると申て籠こしを拵、御兄弟をのせ申、長尾いなばのかみ奉行にて、宗徒の兵二百余人こしの前後を打かこんで五月五日に結城を立て、明ぬ暮ぬとのぼるほどに、はや鎌倉に着たまふ、いたはしや春王殿、御こしの内よりも父持氏のみはか所を御覽じて、父の三年に當時其舊跡をおがむ事こそ幸とて西にむかひ手を合、南無西方極樂世界の彌陀本願のあやまり給はずば、父もちうち、母御臺并に舍兄賢王殿、其外一ぞくらうだうまでもるゝ事なく、ことごとくおなじはちすのれんだいにむかひとらせ給へやと靜にゑかうましくて、しばしの程も鎌くらに、名残おしくは思へども、心ならずに過たまふ、

(註) 春王は足利持氏の二男

〔五九三〕毛利元就遺誡

我等十一之年土居に候つるに、井上古河内守兼○光所へ客僧一人來候て、念佛之大事を受候とて催候、然間、大方殿側室○弘元御出候而御保候、我等も同前に、十一歳にて傳授候而、是も當年之今に至候て、毎朝多分呪候、此儀者、朝日をおかみ申候て、念佛十篇つゝとなへ候者、後生之儀者不及申、今生之祈禱、此事たるへきよし受候つる、又我々故實に、今生之ねかひをも御日へ申候、もしくかやうの事、一身之守と成候やと、あまりの事に思ひ候、左候間、御三人之事も、毎朝是を御行候へかしと存候く、日月いつれも同前たるへく候哉く、

(註) 呪唱への意

〔五九四〕玉葉卷第三十五

凡去年十一月以後、天下不靜、是則偏以亂刑、欲鎮海内之間、夷戎之類、不怖其

威勢、動起暴虐之心、將來又不可鎮得事歟、依大亂得國家之主、必以仁惠服遠者也、今則刑戮猥、而仁義永廢、天下之災、殊舉足可待、不必只以十念之功力、生九品之上利、庶幾只在期南無安養教主、阿彌陀如來莫誤來迎引攝誓、愚身仕朝廷而幾年、丹府雖思社稷、纏宿疲而多日、黃泉只在旦暮、現即憑春日之明神、當恐仰西方之教主、佛神合力、現當成願而已、

(註) 治承四年九月三日の條

〔五九五〕 實隆公記

今日猶候番、無殊事、淨土雙六於御前打之、今日故東庵一回如夢移來、今更催愁歎者也、四十八燈挑之、淨土三部經染自筆、昨日遣嗟峨墳墓了、

(註) 文明十一年九月十五日の條

〔五九六〕 今物語

安貞のころ、河内國に百姓有りけるが子に、蓮花王といひけるわらはありけり、七なりける年死にけるが、念佛申して、西に向きて、かたはらなる人に、我死にたらば、七月といはむにあけて見よと云ひて、死にけり、其後人の夢に、必ずあけよといふとみて、あけてければ、舍利に成りにけり、是を取りて、人にをがませむとて、かりそめにちやう帳をして入れたりけるに、此帳をほどなくむしのくひたりけるを見ければ、

歸命蓮花王 大聖觀自在 廣度衆生界 父母善知識

とくひて、はての文字の所に、虫の死にてありける、いとふしぎにめでたき事也、

(註) 安貞のころ 後堀川天皇の頃

〔五九七〕 吾妻鏡 第一

其後、家義奉尋御跡參上、所持參武衛朝頼御念珠也、是今曉合戰之時、令落子

路頭給、日來持給之間、於狩倉邊、相模國之輩多以奉見之御念珠也、仍周章給之處、家義求出之、御感及再三、略此間、武衛取御警中正觀音像、被奉安于或巖窟、實平肥奉問其御素意、仰云、傳首於景親大等之日、見此本尊、非源氏大將軍所爲之由、人定可貽誹云々、件尊像者、武衛三歲之昔、乳母令參籠清水寺、祈嬰兒之將來、懇篤歷二七箇日、蒙靈夢之告、忽然而得二寸銀正觀音像、所奉歸敬也云々、

(註) 治承四年八月廿四日の條

〔五九八〕吾妻鏡 第廿九

申刻、内藤判官盛時頓滅、及子刻蘇生、相語妻子云、如夢迷行曠野中處、一僧來引手、假令如土門之所、出思之程、蘇生云々、是寤寐奉歸敬地藏菩薩者也、若預彼利生方便歟、末代希有事也、

(註) 天福元年七月廿日の條

〔五九九〕吾妻鏡 第廿九

武州時參御所給、帶一封狀、被披覽御前、令申給曰、去三月七日、自熊野那智浦、有渡于菟陀落山之者、號智定房、是下河邊六郎行秀法師也、故右大將家下野國那須野御狩之時、大鹿一頭臥于勢子之内、幕下撰殊射手、召出行秀、被仰可射之由、仍雖隨嚴命、其箭不中、鹿走出勢子之外、小山四郎左衛門尉朝政射取畢、仍於狩場、遂出家、遂電不知行方、近年在熊野山、日夜讀誦法花經之由、傳聞之處、結句及此、企可憐事也云々、而今所令披覽給之狀者、智定誂于同法可送進武州之旨申置、自紀伊國糸我庄執進之、今日到來、自在俗之時、出家遁世、以後事悉載之、周防前司親實讀申之、折節祇候之男女、聞之降感淚、

(註) 天福元年五月廿七日の條

〔六〇〇〕吾妻鏡 第四十六

寅尅、於最明寺、相州賴令落飭給、卅依日來素懷也、御法名覺了房道崇云々、

御戒師宋朝道隆禪師也、依此事、名家兄弟三流既爲沙彌、希代珍事也、所謂前大藏權少輔朝廣信佛、法名、上野四郎左衛門尉時光法名、同十郎朝村法名、忍、以上結城、各兄弟、遠江守光盛法名、三浦介盛時法名、大夫判官時連法名、觀蓮、以上三浦、各兄弟、前筑前守行泰法名、前伊勢守行綱法名、信濃判官行忠法名、行一、以上信濃、各兄弟、彼面々有所慕、年來無貳、斯時思名殘之餘、忽顯此志云々、但皆被行自由之過、可止出仕之由云々、

(註) 康元元年十一月廿三日の條

〔六〇一〕 後法興院記

緒阿彌、海阿彌、直阿彌等來、各武家遁世者也、

(註) 延德二年正月十四日の條

〔六〇二〕 北條五代記卷之五

爰に里見ゑちせんの守忠弘の息に長九郎弘次とて生年十五歳ういちん

なりしか鶴毛の駒に乗ほろをかけ弓持てた、一騎はるかに落行をさかみの國の住人松田左京亮康吉是を見てあつはれ大將たりうとんけと馬にむちうて追かけをしならへてむすとくんで落たり康吉剛者成ければ物の數共せずくみふせ首をとらんとせしかようかんびれいにして花のこときの少人なり争か刀をたてんたすけはやと思けるにみかた雲霞にはせ來て首をうはひとらんとす力をよはす首討おとしさすかにたけき康吉も涙にくれて前後に迷ふ情思ひけるは我かゝるうき目に逢事弓箭に携るか故也百年の榮耀も風前の塵一念の發心は命後のともしひとすをよそ三界の輪廻四生皆是無明の眼の中の妄想の夢そかし此度の仕合こそ發心の種ならめと歸國に及はす山寺へ入出家し浮世と改名しすみ染の衣に身をまとひ一筋に里見長九郎弘次の跡をとふ

(註) 「下總高野臺の合戦の事」の條

〔六〇三〕玉葉
卷第五十二

今日、小童出家、生年十
一歳於法印粟田口房有此事、略中余今日始儲出家之息機
縁可悦歟、

(註) 文治三年十一月廿七日の條

〔六〇四〕鎌倉北條九代記
卷第十一

この比龜山の新院鎌倉の北條、京、鎌倉の間佛心宗を崇敬し、禪法を歸仰し
給ふ事都て諸宗に超過せり、

(註) 「惠夢入唐付本朝禪法の興起」の條 ○この比 北條貞時の執權時代 ○佛心宗 禪宗

〔六〇五〕鎌倉大草紙

今年寶徳二年卯月晦日、夢想國師百年忌にあたり、圓覺寺黃梅院にて大法
事あり、京都甲州武州信州の國師開基の寺より、禪僧鎌倉に集る、又京都よ

り勅使ありて、佛統國師と改贈號あり、

〔六〇六〕鎌倉大草紙

此天長山國清寺と申は上杉代々の氏寺にて、尊氏將軍の御叔父上杉兵庫
頭憲房、法名瑞光院雪溪道欽のために、其子息上杉、民部大輔憲顯、應安元年
に初て建立の處也、此寺の開山は佛光禪師の御弟子、夢想國師の師に高峰
佛國禪師の御弟子、無礙佛貞禪師開祐の願宇也、略中憲顯此寺を開基、且徒
となり七堂を建立し、朱樓紺殿雲にそばだて、雨杉風檜薨をならべ、四時の
座禪四三時の勤不退勤修の砌也、惣而五百人の僧徒を置、此開山佛直禪師、
應安三年七月十三日入滅あり、憲顯は應安元年九月十九日於足利御陣所
六十三歳にて逝去、

〔六〇七〕鎌倉大草紙

管領又關東にて鎌倉殿と中あしくなり、動亂のよし聞えければ、義嗣卿より御歸依の禪僧をひそかに鎌倉へ御下し有て上杉入道禪秀を御かたらしひあり、

〔六〇八〕北條五代記
卷之九

荒次郎浦〇三は廿一歳器量こつから人にすくれ長七尺五寸黒髪有て血眼なり手足の筋骨あらしく八十五人か力をもてりさいこの合戦のためおとし立たる甲冑は鐵をきたひあつさ二分にのへ是を帶ししらかしの丸木を一丈二尺につゝきり八角にけつり筋かねをわたし此棒を引さけ一人門外へゆるき出たる有様やしやらせつのことしおめきさけふこゑ太山もくつれて海に入こんちくもおれて忽に沈かことし四方八方へ逃る者を、つ詰甲の頭上をうてはみちんにくたけて胴へにえ入りよこ手にうては一拂に五人十人打ひしく棒に當りて死する者五百餘人其尸

は地にみちて足のふみ所もなしたゝ是らせつこくの鬼王かいかりもかくやらん此威に皆敗北して敵もなければみつから首をかき落し死たりけりされ共首は死せず眼はさかさまにさけ鬼鬘は針をすりたるかことく牙をくひしはりにらみつめたる眼のひかり百れんの鏡に血をそゝきたるかことくさもおそろしさを一目見たる者なうれつすれば此頸又も見る人なし是によつて有驗の貴僧高僧に仰てさまゝの大法祕法呪せられけれ共其しるしなし三年此首死せず小田原久野の總世寺の禪師來て一首の歌を詠し給ふ、

うつゝとも夢ともしらぬ一ねふり浮世のひまをあけほのゝ空
とよみて手向給へは眼ふさかりたちまち肉くちて白かうへと成ぬ

(註) 「三浦介道寸父子滅亡の事」の條

〔六〇九〕平家物語
卷第九

昔より男に後る類多と云へども、様を替は常の習ひ、身を投迄は有難き様也、忠臣は二君に仕へず、貞女は二夫に見えずとも、か様の事をや申べき、

(註) 「小宰相身投」の條

〔六一〇〕源平盛衰記 卷第六

悲しきかな、君の御爲に奉公の忠を致さんとすれば、迷廬八萬の頂より猶高き父の御恩忽ちに忘れなんとす、痛ましきかな、不孝の罪を遁れんとすれば、又朝恩重疊の底極め難し、君の御爲に既に不忠の逆臣となりぬべし、雖君不爲君、不可臣以不爲臣、雖父不爲父、不可子以不爲子といへり、彼と云ひ、此と云ひ、進退こゝに極まれり、

(註) 「小松殿父に教訓の事」の條

〔六一一〕源平盛衰記 卷第十四

「忠臣二君に仕へず、貞女二夫に嫁せずと云ふ事あり、蘇武は胡敵に足を切られしかども、猶夷には随はず、紀信は帝位偽りて、高祖の命にも替りけり、我争でか相傳の主を捨て奉つて、今更平家にうてくびをにぎらん、末代までも名こそ惜しけれ」と思ひて、大將よりたまひぬる鎧著て、小槽毛に乗り、遠山に乗替の童乗つて、郎等三騎家子二騎、都合七騎にて三井寺へとて打出でけり、

(註) 「三位入道入寺の事」の條

〔六一二〕園太曆 第三

傳聞、今日上皇御幸萩原殿、資明卿、隆職卿、行親朝臣已下、依召參仕、有禮記、中庸御談義、是近來講儒教、以佛教混亂、定申之輩有之歟、且禁裏連々御談義論義等之時、少々有雜亂事、仍召彼輩、法皇頗有諷諫勅定事、及再三、尤文道之紹隆歟、先聖先師定有尙饗歟

(註) 康永三年十月廿一日の條

〔六一三〕 花園院天皇宸記

談尙書、人數同先々、其義等不能具記、行親義、其意涉佛教、其詞似禪家、近日禁裏之風也、卽是宋朝之義也、或有不可取事、於大體非無其謂者也、凡近代儒風衰微、但以文華風月爲先、不知其實、文之弊以質可救之、然者近日禁裏有此義歟、尤可然事也、但涉佛教、猶不可然乎、

(註) 元享二年七月廿七日の條

〔六一四〕 花園院天皇宸記

凡近日朝臣多以儒教立身、尤可然、政道之中興又因茲歟、而上下合體所被立之道、是近代中絶之故、都無知實儀、只依周易論孟大學中庸立義、無口傳之間面々立自己之風、依是或有難謗等歟、然而於大體者豈有疑殆乎、但近日風體

以理學爲先、不拘禮義之間、頗有隱士放遊之風、於朝臣者不可然歟、此是則近日之弊也、君子可慎之、況至于道之玄微有未盡耳、君子深可知之、

(註) 元享三年七月十九日の條

〔六一五〕 越州軍記

治國既ニ五代ノ間、一百餘年風波常ニ穩ニ、國家安全ニシテ、人ノ心自ラ直ニシテ、仁義禮智信ノ五常ヲ以宗トシテ、上ニ居テ不侈、下ニ居テ不儻、古ヲ以鏡トシテ得失ヲ明カニス、

(註) 「越前國朝倉累代守護之事」の條 ○治國五代 朝倉孝景、氏景、貞景、孝景、義景の五代

〔六一六〕 續日本後紀 卷第五

勅、護持神道、不如一乘之力、轉禍作福、亦憑修善之功、宜遣五畿七道僧各一口、每國內名神社、令讀法華經一部、國司檢校、務存潔信、必期靈驗、

(註) 「仁明天皇紀」承和三年十一月一日の條

〔六一七〕源平盛衰記
卷第九

俊寛の云ひけるは、日本は神國なり、天開け地堅まり、國興り人定まつて後、光を高間原に和げ、跡をあらがねの地に垂れ給ふ、大小の神祇三千七百餘所なり、多くは久成正覺の如來大悲闡提菩薩なり、○中神明と申すは、權者の神も、佛菩薩の化現として、假に下り給へる垂跡なり、直に本地の風光を尋ねて出離の道に入りたまふべし、

(註) 「宰相丹波。少將を申し預る事」の條 ○久遠正覺の如來 權化の佛に對して本地の佛をいふ

〔六一八〕野守鏡
下

我國におきては是をまなぶべし、天照大神と申すは、遍照如來祕密の神力をもて、王法を守り國土ををさめむがために、伊勢にてあとをたれたまへ

り、内宮はこれ胎藏界、外宮は是金剛界兩部の大日也、五瓶の水をたふるがゆゑに五鈴河といふ、五智如來に五瓶五鈴ある事を表す、河のなかに鏡有り、五智のなかの大圓鏡智のかゞみなり、凡そ日吉春日の天台法相をまもり給ふよりはじめて、諸社靈神護持し給ふ所は、皆八宗也、就中眞言天台は、大乘無上の法にて、佛徳をあらはし、神威をます事、余宗にすぐれたり、住吉の御詫宣に云、昔新羅をせめし時は、我れ大將軍として日吉副將軍たり、將門をうちし時は、日吉大將軍としてわれ副將軍たり、是天台の法施によりて、威光倍增のゆゑなりといへり、又北野天滿、大自在を得給ひて威勢を、ほどこし給ひし時、尊意僧正をかたらひ仰せられしも、祕密の神力にはおよぶ事なきゆゑなり、この教は諸佛のいたゞきにおきつゝ、うへなきによりて、金剛頂經となづけられたる事、天滿大自在の、猶おそれ給ひけるにておもひしられ侍り、

〔六一九〕實隆公記

行水、看經、遣書狀於兼致朝臣許、以次子守勝手明神垂跡事相尋之處、注送春日垂跡事、思互歎、但以次得才學者、宗祇法師來話、

〔註〕明應五年四月十一日の條

〔六一〇〕竹馬抄

佛神をあがめたてまつるべきことは、人として存べき事なれば、あたらしく申べからず、その中に、いさゝか心得わくべき事の侍なり、佛の出世といふも、神の化現といふも、しかしながら世のため人のためなり、されば人をあしかれとにはあらず、心をいさぎよくして、仁義禮智信をたゞしくして、本をあきらめさせんがため也、その外には、なにのせんにか出現し給ふべき、此本意を心得ぬ程に、佛を信ずるとて、人民をわづらはし、人の物を取り、寺院をつくり、或は神をうやまふと云て、人領を追捕して社禮を行ふこと

のみ侍る、かやうならんには、佛事も神事も、そむき侍べきところ、覺侍れ、たとひ、一度のつとめをもせず、一度の社參をばせずとも、心正直に慈悲あらん人を、神も佛もをろかには見そなはしたまはじ、ことさら伊勢太神宮、八幡大菩薩、北野天神も、心すなをにいさぎよき人のかうべにやどらせ給ふなるべし、又我身のうき時などは、神社に祈などする人のみ侍る也、いとほしくおぼゆる也、たゞ後生善所と祈ほかは、佛神の願望侍べからず、それぞしるしも侍べけれ、それすら眞實の道には、直にいたらずとぞ教き、

〔註〕第三條

〔六一一〕玉葉
卷第四十三

傳聞、近日、白川邊顛倒之堂舍等、往還之輩偏用薪、此事猶以爲罪業之處、於今者破取佛像云々、云金色、云彩色、散々打破佛體爲薪云々、聞此事、神心如屠、雖云末世、爭有如此之事哉、國土之亂逆、只如此之漸也、武士之郎從、并京中誰人

等所爲云々、可悲々々、

(註) 文治元年十一月十六日の條 ○白川邊 洛東三條の邊

〔六二二〕塵塚物語 卷第五

扱彼山はいと長くしき坂のみありてかちより行にかなひかたし、おほく人夫をやとひて往還の人路をしのかく、予微僕にして此小路に草臥侍るまゝ此わたりの方三四人やとい出してこれらをちからとして坂道をよぎれり、道すがら夫は何ものそ此近所の農人かと思ひ侍れはさにあらず、御はづかしながら皆當社職のものにて侍れと、社はむかしより衰微して神職のものは子孫はびこり申間、田畠の所務はかりにてはくらしかたく侍るにより、往來の夫力になりて渡世つかまつり侍ると申ける間、いとかなしかりき、それよりかちより行てかの夫をなだめ侍る、亂世つゝきたれは當社にかきらす世皆かくのことし、我國にむまるゝもの第一神社を崇

敬する事をわするべからず、

(註) 「昔武士文言美敷事」の條

〔六二三〕吾妻鏡 第廿八

武州時○泰 專政道給之餘、試御成敗式條之由、日來内々有沙汰、今日已令始之給云々、偏所被仰答玄蕃浦○三 允康善○三 連也、法橋圓全執筆、是關東諸人訴論事、兼日被定法不幾之間、於時緯亘兩段、儀不一揆、依之固其法、爲斷濫訴之所起也、

(註) 貞永元年五月十四日の條

〔六二四〕吾妻鏡 第廿八

武州時○泰 令造給御成敗式目被終其篇、五十箇條也、今日以後訴論是非、固守此法、可被裁許之由被定云々、是則可比淡海公律令歟、彼者海内龜鏡、是者關

東鴻寶也、

(註) 貞永元年八月十日の條 ○淡海公 藤原不比等

〔六二五〕吾妻鏡 第廿八

武州時○泰 以五十ヶ條式條、相副和字御書被送遣于六波羅、駿河源左衛門尉
々々爲使者、

(註) 貞永元年九月十一日の條

〔六二六〕御成敗式目追加

所詮從者主に忠をいたし、子は親に孝あり、妻は夫にしたがはゞ、人の心の
まがれるをばすて、直をば賞で、自土民安堵のはかりごとにや候とて、かや
うに沙汰候を、京邊には、定て物もしらぬゑびすどもの書あつめたること
とて、わらはるゝ方も候はんずらん、はゞかり覺え候へども、兼てさだめら

れ候はては、人にしたがふことのできぬべく候故に、かく沙汰候也、關東
の御家人守護所地頭には、あまねくひろうして、此心をえさせられ候べく
候也、

(註) 貞永元年八月八日、北條泰時が六波羅探題北條重時に送つた書狀の一節

〔六二七〕沙汰未練書

以前條々、關東、六波羅御沙汰之次第、就令見聞私記之、自宛調練人者皆以所
知也、一向未練若輩者、以是可心得歟、凡於法則者、以貞永御式目可明鏡、

(註) 跋文の一節

〔六二八〕樵談治要

かくて光明峯寺の關白の末子をかまくらへよびくだし、猶子にし侍りて、
將軍の宣旨を申なし侍り、七條將軍頼經と申はこれ也、この將軍の代、貞永

元年に、五十一ヶ條の式目をさだめ侍て、いまにいたるまで武家のかゝみとなれるにや、

(註) 「簾中より政務をおこなはるゝ事」の條 ○光明峯寺の關白 藤原道家

〔六二九〕吾妻鏡
奥書

此關東記錄號吾妻鏡者、爲文武諸道之龜鑑之由、年來雖觸耳、依非世流布之類、不能遂一見之、

(註) 大永二年右田弘詮の書寫にかゝる吉川子爵家所藏本吾妻鏡の奥書の一節

〔六三〇〕吾妻鏡
第卅八

主從敵對事、不論理非、自今以後、不可及沙汰之由、被定云々、

(註) 寶治元年十一月廿七日の條

〔六三一〕吾妻鏡
第四十八

主從敵對事、自今以後者、不論理非、不可有御沙汰之旨被定之、

(註) 正嘉二年十二月十日の條

〔六三二〕吾妻鏡
第卅三

敵對于祖父母相論事、今日被停止之、

(註) 延應二年五月四日の條

〔六三三〕吾妻鏡
第卅三

信濃國落合後家尼與子息太郎有相論事、今日被經評定、被棄捐子息訴訟、且教令違犯、罪科惟重、自今以後、若及敵對者、可被處重科云々、

(註) 延應二年五月十四日の條

〔六三四〕御成敗式目追加

敵對于祖父母并父母致相論輩事

右告言之罪不輕之處、近日間有此事、教令違犯之罪科是重、自今以後可停止之、若猶及敵對者、隨任本條可被行重科也、

(註) 延應二年五月十四日

〔六三五〕吾妻鏡 第三

今朝武衛朝賴有御要、召筑後藤原權守俊兼、々々參進御前、而本自爲事花美者也、只今殊刷行粧、着小袖十餘領、其袖妻重色之、武衛覽之、召俊兼之刀、即進之、自取彼刀、令切俊兼之小袖、妻給後、被仰曰、汝富才翰也、蓋存儉約哉、如常胤千實平肥者、不分清濁之武士也、謂所領者、又不可雙俊兼、而各衣服已下用、鹿品、不好美麗、故其家有富有之聞、令扶持數輩郎從、欲勵勳功、汝不知產財之所費、太過分也云々、俊兼無所于述申、垂面敬囑、武衛向後被仰、可停止花美否

之由俊兼申可停止之旨、廣元江大邦通藤判折節候傍、皆銷魂云々、

(註) 元曆元年十一月廿一日の條

〔六三六〕新御式目

一可有御學問事、

一武道不廢之樣、可被懸御意事、

一安物可被用、眞實之儉約事、

一殿中人、禮儀禮法可被直事、

(註) 弘安七年五月廿日の式目卅八箇條中第三條、第四條、第九條、第十條

〔六三七〕建武式目條々

以前十七箇條、大概如斯、是圓雖受李曹之餘胤、已爲草野之庸愚、忝蒙政道治否之諮詢、所撫和漢古今之訓謨也、方今諸國干戈未止、尤可踴躍歎、古人曰、居

安猶思危、今居危盍思危哉、可恐者斯時也、可慎者近日也、遠延喜天曆兩聖之德化、近以義時泰時父子之行狀爲近代之師、殊被施萬人歸仰之政道者、可爲四海安全之基乎、仍粗言上如件、

(註) 跋文

〔六三八〕建武式目條々

近日號婆佐羅、專好過差、綾羅錦繡、精好銀劍、風流服飾、無不驚目、頗可謂物狂、歟、富者彌誇之、貧者恥不及、俗之凋弊無甚於此、尤可有嚴制乎、

(註) 第一條 「可被行「儉約」事」の條

〔六三九〕建武式目條々

理國之要無過好禮、君可有君禮、臣可有臣禮、凡上下各守分際、言行必可專禮義乎、

(註) 第十三條 「可專「禮節」事」の條

〔六四〇〕建武式目條々

如當時者、募軍忠被補守護職、歟、可被行恩賞者、可宛給庄園乎、守護職者、上古之吏務也、國中之治否、只依此職、尤被補器用者、可叶撫民之義乎、

(註) 第七條 「諸國守護人殊可被擇「政務器用」事」の條

〔六四一〕吾妻鏡 第三

我朝者神國也、往古神領無相違、其外今度始又各可被新加歟、就中、去比鹿嶋大明神御上洛之由、風聞出來之後、賊徒追討、神戮不空者歟、兼又若有諸社破壞顛倒事者、隨功程可被召付處、功作之後、可被御裁許候、恒例神事、守式目、無懈怠、可令勤行由、殊可有尋御沙汰候、

(註) 元暦元年二月廿五日の條

〔六四二〕御成敗式條

神者依人之敬增威、人者依神之德添運、然則恆例之祭祀、不致陵夷、如在之禮奠、莫令怠慢、因茲於關東御分國々并庄園者、地頭神主等各存其趣、可致精誠也、兼又至有封社者、任代々、苟小破之時、且加修理、若及大破、令言上子細者、隨其左右、可有其沙汰矣、

〔註〕第一條「可修理神社專祭祀事」の條

〔六四三〕御成敗式條

寺社雖異、崇敬是同、仍修造之功、恆例之勤、宜准先條、莫招後勤、但恣貪寺用於不勤其役之輩者、早可令改易彼職矣、

〔註〕第二條「可修造寺塔勤行佛事等事」の條

〔六四四〕吾妻鏡 第卅二

今日評議之次、就諸堂供僧等事、有被定之旨、是臨病患、付囑非器弟子、又立名代之後、落墮世間、猶貪其利潤事、向後可停止之由云々、

〔註〕曆仁元年十二月七日の條

〔六四五〕吾妻鏡 第四十

放遊浮浪之士、寄事於雙六、好四一半、博奕爲事、就中陸奥、常陸、下總、此三ヶ國之間、殊此態盛也、隨有風聞之說、今日有驚御沙汰、於自今以後者、圍碁之外、至博奕者、一向可停止之由、所被仰出也、陸奥國留守所兵衛尉、常陸國完戶壹岐前司、下總國千葉介等、可加制禁之由、各含仰旨云々、

〔註〕建長二年十一月廿八日の條

解 説

大寶令に依つて定められた土地公有制度が次第に崩壊して、莊園が全國に興り〔五四〇〕、地方政治が紊亂するに至つたことが〔五四一〕、普通武士勃興の主要な原因と考へられてゐる。武士勃興の現象は全國的であつたが、就中關東を中心とする東日本に於いては、特に著しき社會現象として現れた。承平天慶年間に平將門の亂起つて、東國に戰塵を揚げるに至つた如きその一例である〔五四二〕。而してこれらの地方的爭亂に對して、中央に權を專にしてゐた公卿は自ら處置する能はず、武門の有力者に兵馬の權を委ねた。斯くて藤原氏の一門が京都に於いて公卿政治の驕奢に耽りつゝある間に、彼等は廣大なる土地を擁して、徐ろにその勢力を蓄積し〔五四三・五四四〕、戰の度重なるにつれて次第に中央政界に實權を振ふに至つたのである。白河天皇の時源義家鳳輦に供奉した如きは〔五四五〕、彼等の社會的地位が次第に重要視せられたことを意味するものであり、保元平治の兩度の戰は武士の政權把握を如實に物語つてゐる。

武士が勃興し、「兵の家」といふものが發生するに至つて〔五四六・五四七〕、社會生活の様式にも大なる變化が齎された。それは武門に於ける主從關係である。一定の武門と主從關係を結ぶものは

家人、郎黨とよばれ、彼等は先祖相傳、子孫永久に互り譜代の從者として、主家と興廢を共にするのを常としたのである〔五四八・五四九〕。而してかうした生活形式上の變化は、彼等の思想、延いては教育に全く前代と異つた形態を興へるに至つた。

賴朝が鎌倉に幕府を開き、諸國に守護地頭を置くに至つて〔五五〇〕、武家政治は確立した。併し乍ら中世時代の社會には江戸時代の社會に於けるが如き秩序と統整は認められない。鎌倉から室町、戰國の各時代を通じて、公武の抗争、武家相互の爭亂絶ゆることなく、安土桃山時代に至り漸く一應の政治的安定が得られたのである。このことは、常に政治上の事のみでなく、社會生活一般に於いても著しいものがあるのであつて、武家が社會的地位を得ることに依つて、公卿社會と武家社會とが接觸し、風俗、慣習に於いて、破壊と建設との異常な混亂を齎した。公卿の生活が坂東風に依つて脅かされると同時に、鎌倉武士の間にも亦公卿的色彩が次第に浸み込んで行つたのである〔五五一・五五二〕。家庭生活に於いて男性中心の家族制度が確立したのもこの時代であり〔五五三・五五四〕、社會の混亂に乗じて庶民の勢力が擡頭し、所謂下剋上の風が生れたのもこの時代である〔五五五〕。この時代には士、農、工、商の身分的對立も明瞭でなく、武士と庶民との區別も江戸時代の如く判然とはしてゐない。戰國時代の如きは風雲に乗ずれば百姓の子も天下に望みを懷き得たし、愚かなれば武士の子弟といへども、庶民的な生活を營まなければならなかつたのである

〔五五六〕。我々はかくの如き社會的背景を豫想して、中世人特に中世武人の精神生活を理解しなければならぬ。

普通中世武人の精神生活を支配する原理として武士道といふことが考へられてゐる。併し乍ら、尠くとも鎌倉、室町時代までに於いては、後世考へられてゐるが如き武士道的な道徳は確立してゐなかつたやうである。彼等の主従關係が、まづ恩賞を蒙つてその代償として忠節を盡すといふ状態に止る例が決して尠くない。『保元物語』、『源平盛衰記』等にはかゝる例は極めて多いし〔五五七—五五九〕、『竹馬抄』の著者もかうした事實を深く歎いてゐる〔五六〇〕。恐らく當時の武人には、尙ほ「この所領なかりせば君をもたつとふへからず、戰場にて命をも捨へからず」といふ氣分のもものもあつたに相違ない〔五六一〕。随つてこの時代には恩賞の不公平から屢々反亂が起されてゐるし、利害打算に依つて心替した例も多い〔五六二—五六四〕。「侍は草のなびき」といふ言葉すら、當時の物語には見えてゐる位である〔五六五〕。これ等の事實を通して見れば所謂、武士道なるもの、確立するに至るまでには、尙ほ數百年の歲月と永きにわたる試練を要したことを認めねばならぬであらう。

併し乍ら一方恩賞を蒙つた主君に對して忠勤を抽んでた事例も亦決して乏しくはなかつた。而してかゝる傾向は所謂鎌倉武士に於いて斷然著しい。「坂東武者の習ひにて、父が死ぬればとて子も引かず、子が討たるればとて親も退かず、死ぬるが上を乗り越え、生死知らずに戦ふ」といふのが、彼等の誇りであつたのである〔五六六—五六九〕。かくて彼等の間には武勇を尙び、名を重んずるといふ氣風が、次第に養成せられて行つた〔五七〇—五七五〕。その結果主君への忠義の爲には、親子の恩愛とか、妻子への戀情とかは全く犠牲にせられてゐる。「今さら子が悲しく、妻が戀しければとて、争でか見捨て奉るべき」といつた態度が、武士の中心氣風としてこの頃より屢々認められる〔五七六—五七七〕。二君に仕へずといふ思想も比較的早くから現れてゐるが〔五七八—五七九〕、併し主君の態度の如何に拘らず、主の命を絶對視してゐたとは必しも斷定し得ないやうである。熊谷二郎直實が些々たる自己の面目から頼朝の命に従はなかつた如きは〔五八〇〕、この間の事情を物語るものと言ふべきである。寧ろこの時代はかくの如き主従關係を道徳化し、武士道を確立せしむる爲に、異常な努力が支拂はれた時代と見るべきであらう。

この時代の女性の思想も前時代とは可なりな變化を示してゐる。單にか弱く優美であることを理想とした王朝時代の女性と異つて、この時代の物語には、死に面して動じない凛々しい女性が描かれてゐる〔五八一〕。夫に殉ずるといふ意味の貞操觀念も亦この頃から起つて來たものであらう〔五八二〕。

固有の武士思想の外にこの時代の武士の精神生活を形成してゐる最も有力なものとしては佛教

思想が考へられる。佛教思想と言つても、この時代の佛教思想は、前時代とは異つたものであつて、一方末法思想から起つて不安な時代人の魂の救済の役割を努めた浄土思想と、他方新興武人の心情によく適合して、その精神生活に基礎を與へた禪思想とが、その典型的なるものである〔五八三・五八四〕。

浄土欣求の思想は既に早くから現れてゐるが〔五八五・五八六〕、これが武士の精神生活を把握したのは、王朝末期からである。『平家物語』、『源平盛衰記』等に現れてゐる平家の公達、女房等が孰れも熱烈な浄土欣求者であることは何人も氣付くであらう〔五八七・五九〇〕。尤もこれにはこれら物語の作者の主観が相當混入されてゐるものと見るべきであつて、必しも事實とは考へられないが、鎌倉時代の家訓、例へば『平重時家訓』の如きものにも明瞭に現れてゐるし〔六八二〕、室町時代の物語、戦國時代の武將の記録にも認められるから〔五九一―五九三〕、浄土欣求の思想が相當強く中世武人の生活を支配してゐたことは明瞭であらう。

獨り武人のみでなく、この思想は深く公卿の生活にも浸潤した〔五九四・五九五〕。九條兼實が世上の動搖頼み難きを見て、偏に彌陀如來に縋らんとした如きその一例である。更にこの思想は庶民の間にも相當流通した〔五九六〕。かく國民上下に遍くこの思想が普及したのは、恐らく彼等が現實界の生活に極度の不安を感じ、衷心より超現實的慰安を求むるに至つた爲であらう。

必しも浄土欣求とは言へないが、當時の武士の生活に如何に佛教が深く影響してゐたかは、吾妻鏡等に依つても明瞭である 五九七・五九八。その結果武士の間に出家遁世の傾向が甚だ盛んとなつた〔五九九―六〇二〕。かゝる傾向は公卿の間にも認められる〔六〇三〕。

浄土思想と並んで中世武人の精神生活に偉大な影響を與へたものは禪の思想である。特に鎌倉中期以後の武人は、禪宗に依つて確乎たる精神生活の地盤を獲得したのである。かくて禪は鎌倉を中心として廣く武人の間に浸潤し〔六〇四―六〇八〕、時頼と道隆、時宗と祖元の如く、禪僧が武士の精神生活の指導者として、偉大なる役割を果したのである。

佛教思想の外に儒教思想も亦この時代の思想形態を見る上に、見逃すことの出来ない要素である。儒教の經典は既に早くから我が國に傳來してゐたのであるが、王朝時代には未だそれが思想として國民の精神生活を變化せしむる迄には至らなかつた。儒教が一個の力強き思想として我が國民の人生觀にまで消化せられたのは、やはり中世時代と見られるであらう。既に王朝末期頃から、「忠臣二君に仕へず」とか「貞女二夫に見えず」とか「君君たらずとも臣臣たらずべからず」といふが如き言葉が、斷片的には認められるから〔六〇九―六一二〕、この時代から或る程度の儒教的思想が存在したのであらう。併し乍ら儒教が中世武人の思想として、所謂武士道形成に大なる貢獻をなしたのは、南北吉野朝以後朱子學が我が國に傳來してからのことである〔六一二〕。『花園院

天皇宸記』に「近日風體以理學爲先」と見えてゐる〔六一三・六一四〕。周知の如く、朱子學の移入に力を致したのは主として禪宗の僧侶等であつて、彼等に依つて朱子學が次第に武士の間にも浸潤し、室町から戰國にかけて仁義禮智信といふ所謂五常五倫の思想が、次第に確立して來たやうである。而して戰國時代から江戸時代に至つて、この思想が武士道の中心思想となつてゐることは、幾多の記録から窺はれる〔六一五〕。

かくの如く中世時代には佛教思想と儒教思想とが、思想形態を形成する重要な要素として相次いで現れてゐるのであるが、更にこれらの思想と我が國固有の神道思想との或る程度の融合も亦、この時代の思想形態の一特色と考へられる。神佛習合の思想は既に古くから認められるが〔六一六〕、この時代にはそれは本地垂迹の思想として、一般思想界に相當な影響を與へてゐる〔六一七・六一九〕。更に室町時代以降には、新しく起つた朱子學的思想を加味して、神儒佛を習合した特殊な思想形態が現はれてゐる。神を祈るも佛を念ずるのも結局は、仁義禮智信を正しくして本を明らめさせるのが爲であるといふ思想である〔六一〇〕。「心だに誠の道にかなひなば、祈らずとも神や守らん」といふ、謂はば宗教上のプロテスタントイズムが、この時代から勃興したと見られる。この立場から王朝時代の寺院佛教、祈願佛教に對する輕蔑反感が相當強かつたことは、既に鎌倉初期に於いて佛像破壊が公然行はれたことから察せられる〔六一一〕。神社を崇敬しなければならぬといふ

思想は貞永式目を始め、家訓其他に屢々認められるが、この時代の神社は相當衰微して〔六一二〕、教化的役割の如きは殆んど果し得なかつたのではないかと思はれる。

然らばかくの如き社會形態、思想形態の下にあつて、中世時代の爲政者は如何なる教化政策を採用したであらうか。既に述べた如くこの時代は一言にして言へば、武士道形成の時代とも言ふべく、この觀點から教化政策に最も意を用ひたのは鎌倉幕府である。鎌倉幕府の教化政策を最も典型的に表明してゐるものは、貞永元年泰時に依つて發布せられた御成敗式目であつて、泰時がそれを如何なる抱負を以つて公布したかに關しては、『吾妻鏡』の記事に依つても明瞭であるし〔六一三・六一五〕、更に泰時の重時に與へた書翰にその意圖が明瞭に表明されてゐる。「所詮從者主に忠をいたし、子は親に孝あり、妻は夫にしたがはゞ、人の心のまがれるをばすて、直をば賞て、自土民安堵のはかりごとによ候とて、これを公布したのである〔六一六〕。茲に泰時の明瞭な教化的意圖が窺はれる。この意味に於いてこの式目は、獨り鎌倉幕府の政策としてのみならず、室町幕府以降永く「關東の鴻寶」として、支持繼承せられてゐるのである〔六一七・六一九〕。

貞永式目に於ける教化の眼目は、忠孝貞であるが、就中忠孝の政策は鎌倉幕府の最も意を用ひた點であつて、恩賞と報恩といふ相對的關係から成立つ主從關係を絶對的のものにしようとする努力は、吾妻鏡を通して屢々見受けられる處である〔六一〇・六一一〕。親子の關係に就いては、祖父

母に敵對相論することを厳しく禁じた條令が、「吾妻鏡」にも屢々認められるし、貞永式目追加としても發布せられてゐる〔六三三―六三四〕。恐らくこれらの政策は、當時君臣の義未だ確立せず、親子の相論が惹起せられること屢々なるに鑑み、君臣の大分を明かにし家風を樹立して社會的秩序の混亂を防止せんとする意圖より出たものであつて、斯くの如き爲政者の教化政策に基いて、次第に後世見るが如き武士社會の嚴格な道徳が發展して行つたものであらう。

鎌倉幕府の教化政策としては、この外に種々なるものが認められる。質實剛健といふことが、鎌倉幕府の一大教化方針であつたことは、頼朝の場合にも認められるし〔六三五〕、弘安年間の新式目にも示されてゐる〔六三六〕。新式目には尙ほこの外、學問、武道の獎勵、禮法を重んずべきこと等が、方針として掲げられてゐる。

室町幕府に至つても教化の大方針は恐らく貞永式目を繼承したのであらう。建武式目は大體「義時泰時父子の行狀を近代の師とする」態度から生れたものであつて〔六三七〕、そこには尙ほその外、儉約を行ふべきこと〔六三八〕、禮節を専らにすべきこと〔六三九〕、諸國守護人の綱紀肅正等が〔六四〇〕教化政策として掲げられてゐる。建武以後の式目に於いては、殆んど教化政策と認めらるべきものは尠ない。恐らく當時の爲政者は治安維持に努めるのがせい／＼であつて、さうした餘力を持ち得なかつたであらう。併し乍ら武士の家庭に於ける教育がこの頃より極めて活潑になつてゐる

ことは、寧ろ注目すべき現象であらうと思ふ。

神社、寺院に對しては、鎌倉幕府は孰れも祭祀、佛事を懈怠なく行はしむべき方針を採用してゐる〔六四一―六四四〕。

庶民に對する教化政策としては、資料として見るべきものは甚だ少ない。僅かに『吾妻鏡』建長二年十一月の條に、庶民の博奕を禁止する令が出されてゐる〔六四五〕。この時代には恐らく積極的に庶民を教化せんとする政策の如きはなく、幕府の教化政策としては、せいせいこの程度の消極的政策に止まるものであらう。

第二章 教育の理想

〔六四六〕吾妻鏡 第十三

右大將家朝頼御時被定仰云、隨兵者兼備三德者、必可候其役、所謂譜代勇士、弓馬達者、容儀神妙者也、亦雖譜代、於疎其藝者、無警衛之恃、能可有用意云々、

(註) 建保六年十二月廿六日の條

〔六四七〕吾妻鏡 第四十四

相州頼時隨身下若等、參御所給將軍家宗尊親王出御廣御所、御酒宴及數獻、近習人々被召出之、各乘醉、于時相州被申云、近年武藝廢而自他門共好、非職才藝觸事已忘、吾家之禮訖、可謂比興、然者弓馬藝者、追可有試會、先於當座被召決相撲、就勝負、可有感否、御沙汰之由云々、將軍家殊有御入興、爰或逐電、或令固

辭、爲陸奥掃部助實時奉行、於遁避之輩者、永不可被召仕之旨、再三依仰、含十余輩愁及手合、不撤衣裝、長田兵衛太郎被召出候、砌判申勝負是非、依爲譜代相撲也、

(註) 建長六年閏五月一日の條

〔六四八〕吾妻鏡 第四十四

奉公諸人面々可爲弓馬藝事之由、被仰出、今日爲陸奥掃部助和泉前司行方、武藤少卿景頼等奉行、於御所中被觸廻之、相州頼時内々令申行給之故也、於馬場殿、連日可有遠笠懸小笠懸、御所内々可令射給之由云々、

(註) 建長六年閏五月十一日の條

〔六四九〕信玄家法 下

武勇專可嗜事、三略曰、強將下無弱兵、

(註) 第四條

〔六五〇〕伊勢貞親教訓

肝要は弓馬の二なり、此二道を旦夕心にかけ、毎日に怠るべからず、無器用なれども手功入ぬれば、犬追物などに越度なき也、いかに器用なれども不入功ばかたくなる事有也、此外の稽古はよければもとよりの事、あしけれども不苦、此うち猿樂などのするわざは、人によりて能者にせざるが還て見吉、酒宴の時は一さし舞事など一向にしらざれども、馬をしらぬ様に恥にはならざれども、當世人の翫なれば、大たゝいしにせたるが好也、仁たるものゝ小利口に、猿樂同前にしにせたる、更に見事にあらず、よきほどに可計也、

(註) 第十四條

〔六五一〕清正記 卷三

學文之事、可入精兵書を讀、忠孝之心懸專用たるへし、詩聯句歌をよむ事停止たり、心にきやしや風流なるてよわき事を存知候へは、いかにも女のやうに成ものにて候、武士之家に生れてよりは、太刀刀を取て死る道本意也、常々武士道吟味せされは、いさきよき死は仕にくきものにて候間、能々心を武にきさむ事肝要候事、

(註) 「大身小身によらず、侍共可覺悟條々」の第七條

〔六五二〕新田左中將義貞教訓書

むかしより今に至るまで、文武二にわかれ、その徳天地のごとし、ひとつもかくるときは、則國をおさむる事有べからず、これによりて公家には文を、持て先とす、詩歌くわんげんの藝これなり、當道には武を持てさきとす、弓馬合戦のみちこれ也、然にわれらいやくもやうしの身とむまれて、なま

じいにするいその名をつぐ、尤みちをたしなむべし、かたのごとく驗してかうぎにそなへ、ぐひつをとりておもひをのぶる、是ひとへにしんそのあざけりをかへりみず、唯子孫の心をはげまさんがためなり、

(註) 第一條

〔六五三〕北條五代記卷之八

今は天下泰平弓矢おさまつて永久誠にけいへんがま朽てほたるむなくさるかんこ苔ふかふして鳥おとろかぬ御代ともいひつへしかく天下無爲に屬す上詩歌は朝廷公家のもてあそふ處武道弓馬は武家のたしなむ道也

(註) 「關東侍老て今譽をあらはす事」の條

〔六五四〕承久軍物語卷第二

判官季^光は、ちやくしじゆ^王わうくはんじやとて、ことし十四になりけるわらは、げんぶくして光綱と申しけるをめし寄て、なんぢことし十四さいとは申せども、としよりもいとけなければ、いくさにあはんこといかゞあらん、く^冠はんじや^者ばら七八人あひぐしておちよかし、みつすへは、かまくらどののきこしめさるゝこともあれば、都にてかばねをさらさんとおもふなり、なんぢいまだおさなければ、あねのち^千ば^葉がもとに身をよせて、し^出ゆ^仕つしをせず、十七八にもなりて、人のわがぢ^重う^代だいを思ひしるほどなどはしゆ^出つし^仕をせよ、はやくおちよと申ければ、じゆわうしりぞきてちゝが^出か^仕ほを見あげ、そでをかいつくろふて申けるは、ゆみやとるものの子どもの十四五ばかりにならんずるが、まのあたりちゝのかたきにうたれん所にて、しなずしておちて候は、^夜よう^討ちなればとて、よもゆるし候はじ、おやをすてゝにげたるふ^不か^登く人とて、あさ夕人にわらはれんは、はづかしきことに候はずや、ちばの介^綱も^胤もしたしくは候へども、ゆみやとるものにて候へ

ば、さだめてみれんに思はれ候べき、たゞ御ともを申て、いかにもならんと存候へ、たゞしかまくらよりまかりのぼり候しとき、母にて候ものゝ名ごりをおしみて、又いつ比かとのたまひしを、やがて御ともして下申べきと申て候しが、いま思ひ候へば、その時がさいごのわかれにて候けるぞやと申て、涙をはらはらとこぼしければ、判官もあはれに思ひて、いしく申たり、なんぢおさなければ、一まづおちて、命をもたすかり、みつすへがあとをもつぎ、世にもあれかしと思ひてこそ、おちよとはいへども、ともせんといふうへは、それこそねがふ所のさいはひなれ、志ぢぶ武の二郎、あのじゆわうに物のぐせさせよと申付しかば、うけ給はると申て、ちやうけん長のひたゝれこばかまに、もえぎにほひのこはらまき、十五さしたるそめ羽の矢、しげとうのゆみをぞもたせける、

(註) 承久記上巻「官兵光季を攻むる事」の條を書き延ばしたるもの

〔六五五〕太平記第十卷

御局盛高参タルヲ御覽シテ、ヨニウレシケニテ、何ニヤ是ハ何ト成行ンスル世中ソ、我ラハ女ノ身ナレハ立隠方モ有ヌヘシ、萬壽ヲハ五大院右衛門繁宗カツレテ行ツレハ心安シ、此龜壽ニ案シ煩テ、露ノ如クナル我身サヘ消佗ヌルソト泣給フ、此事在ノマ、ニ申テ、御心ヲモナクサメハヤト思ケルカ、女性ハ墓ナク何ナル人ニモ漏シ給フ事モヤ有ランスラント思返シ、涙ノ中ニ言ケルハ、此世中今ハ是マテト見候間、御一門之大將達大略皆御自害候ソ、今ハ守殿時高計東勝寺ニ御座候、公達ヲ一目御覽シテ共ニ腹ヲ剪ハヤト仰候間、御迎ニ参テ候、五大院ノ具足シ申ツル萬壽殿ヲハ敵見付進候テ、追係討進テ候、アノ若子ノ御事モ生々一世ノ御名残ニテコソ候へ、トテモ隠有マシキ事故ニ、狩庭鳩ノ草隠シタル風情シテ、敵ニ取出サレ、一家ノ名ヲ失ハセ給ハン事モ口惜候、大殿ノ御手ニ係サセ給テ、冥途マテ御共申サセ給タランコソ、生々世々マテノ忠孝ニテ候へ、疾々ト申ケレハ、御

局ヲ始奉テ、御乳母女房達ウタテノ事ヲ申者哉、セメテハ敵ノ手ニ係ラン
ハ如何カハセントテ、若子ノ前後ニ取付、喚キ呼ヒケレハ、盛高心弱クシテ
ハ叶マシト思ケレハ、聲ヲアララカニ損シテ、御局ヲハタト睨奉テ、武士ノ
家ニ生ル、人襦袢ノ中ヨリシテカ、ル事在ヘシト思召候ハサリケルカ、
相模殿サコソ待遠ニ思召候ラメ、早々ト云マ、ニ、走寄テ龜壽殿ヲ懷、取り
進テ、自鎧ノ上ニ昇負テ、門ヨリ外へ走出ケレハ、上下ノ女房達ノ泣呼ク聲
遙ニ門前マテ聞ヘケル、

(註) 「鎌倉中合戰事同相模入道自害事」の條 ○御局 高時の妻二位局

〔六五六〕常山紀談
卷之十三

眞令^生蒲が子の大膳は戦ひ半に首一つ提げて父に見すれば、功名も何に
せん、と言ふを聞き、又東に向ひて、押懸る敵に駈合せんとせしが、父討たれ
たりと聞き、

ましてしばし我ぞ涉りて三瀬川あさみ深みも君にしらせん

といふ歌を高らかに唱へ自害したり、大膳幼より戯を好まず、關ヶ原に出
陣の時、母、我汝が富貴を願はぬには非ざれ共、弓箭の家^に生るゝ身は昔よ
り名を重んずる習なり、凡物二つは兼難し、身を全うして名を忘れよとは
言ふ可からず、と言ひしかば、父と共に死して母の戒に違はざりけり、

(註) 「蒲生備中父子戦死の事」の條

〔六五七〕吾妻鏡
第卅四

武田伊豆入道光蓮令義絶次男信忠^{三號}之由、申入御所并前武州御方先訖、
於公私、有大功之子息也、就何過失、及此儀哉之由、前武州頻雖被宥仰、依數ヶ
條不可之上者、隨嚴命難令免許之旨、申切之云々、而今日、光蓮奉謁前武州之
間、信忠伺其便宜、令推參砌、申云、信忠爲父有孝無怠、義絶故何事哉、先建曆年
中、和田左衛門尉義盛謀叛之時、諸人以防戰雖爲事、而朝夷名三郎義秀武威、

或違于彼發向之方、或雖見逢遁傍路、以逢義秀爲自之凶、爰光蓮者、奉尋武州、通若宮大路東、頰米町前、向由比浦方、義秀者自牛渡津橋、打出同西頰、指御所方馳參、各相逢于妻手番、義秀見光蓮、頗合、鎧進寄、光蓮慙者不懸目、只雖降行、已在箭比之間、聊向轡於西、取直弓、于時信忠忽爲相代、父命、捨身馳隔兩人中、之處、義秀雖取太刀、見信忠無二之體、直加感詞、不及鬪戰、馳過訖、且是兼知信忠武略實之故歟、次承久三年兵亂之時、向京方要害等、每敗軍陣、莫非信忠之先登、舍弟等雖相伴之、論其功、全不均、信忠之勞、兩度事、共以亭主所被知、食也、然者、於父者雖忘哀憐、爲上而爭無御口入哉云々、前武州閑被聞、食事始終、及御落淚、仍殊被加御詞、曰、所申皆有子細歟、優泰時早可被免許者、光蓮申云、奉重御旨之事、雖勿論、限此一事者、枉欲蒙御免者、次對信忠云、汝之所申、悉非虛言、於武略者、誠以神妙、凡云父慈愛、云子至孝、于今不能忘却、但心操不調、窮訖、且憚親疎之所思、令義絕之上、無據宥、須量己之凶器云々、前武州無重仰、信忠泣起座、觀者憐之云々、

(註) 仁治二年十二月廿七日之條

〔六五八〕吾妻鏡 第卅四

小侍所番帳更被改之、每番堪諸事藝能之者一人、必被加之、手跡、弓馬、蹴鞠、管絃、郢曲以下事云々、諸人隨其志、可始如此一藝之由、被仰下、是於時依可有御要也、陸奧掃部助時實被相觸此趣於人々云々。

(註) 仁治二年十二月八日之條

〔六五九〕吾妻鏡 第卅九

以堪一藝之輩、可候幕府近習之旨、被仰出、殊可令好和漢才藝給之由、近日有其沙汰云々、

(註) 寶治二年三月十一日之條

〔六六〇〕吾妻鏡
第四十九

今日、於御所中、被定置晝番衆、其内於壯士者、歌道蹴鞠管絃右筆弓馬郢曲以下、都以堪一藝之輩、於時依可有御要、被定結番、去比御要之時、無人之間、殊以此御沙汰出來、仍仰小侍衆、於藝能之輩、目六、度々被仰合相州禪門、治定云々、
工藤三郎右衛門尉光泰奉行之城四郎左衛門尉盛時爲清晝、

〔註〕文應元年正月廿日の條

〔六六一〕竹馬抄

尋常しき人は、かならず光源氏の物がたり、清少納言が枕草子などを、目をとめていくかへりも覺え侍べきなり、なによりも人のふるまひ、心のよしあしのたゞずまひををしへたるものなり、それにてをのづから心の有人のさまも見しるなり、あなかしこ、心不當に人のためわろくふるまひ、かたなくに欲ふかく能なからん人を友とすべからず、人のならひにてよき

ことは學びがたく、あしきことは學よきほどに、をのづからなるゝ人のやうになりもて行なり、此ことはわが身にふかく思ひしりて侍なり、鳥の跡ばかりかななど書つくる事は、はづかしく思ひ侍し女の、ものよく書侍しにあひて學侍き、かたのごとく和歌の道に入て、二代の集に名をかけて侍ること、連歌などいふことも、みなわかき友たちといどもあひ侍りて、はじめは我執をおこし、中ほどは名聞をおもひ侍りしほどに、をのづからとし月の行につけて、こゝろの數奇侍て、かたのごとくの人づらにもたちまじ、はり侍也、老ののちは人にいとはれて、さし出がたきとかや申なれば、かたはらの能だにもなからましかば、人に有とも思はれず、我心をもなにゝてかなぐさめ侍べき、まりなどもわかゝりしときは、人數のかけたるところに、せめ立られまいらせしほどに、辱なきまじらひし侍しほどに、終にはかひぐしからねども、そのしるしは、人の名足又上手下手のふるまひ、心づかひなどは見しりて侍れば、いかなる上手なりとも、などかは辱給はざら

ん、又絲竹の道は、さしもおやの重ぜられて、三曲にいたるかひにとて、物の心もしらざりし比は、わづかに七ばちなどばかりをしへられ侍しを、世につかへしいとまなさに中絶き、そののちはかやうの事學ぶ友だちにも、そひ侍らざりしほどに、心ざしをむなしくし侍りき、口おしきことなり、これにつけても、ともによりて能はつきぬべし、むかしよりいま、でも、男女の色好の名をとりたる人は、別の子細なし、たゞ心を花月にしめて、世間の常なき色をくはんじて、こゝろを細くもち、物の哀をしりて、こゝろざしをうるはしくせしかば、能も才も人にすぐれて、やさしきかたより、此道の名をとり侍りき、かやうのことをおもひつゞけ侍れば、今の世には、色好といはるべき人、さらに侍まじきやらむ、たゞわかくさかりなるほどは、なにとなくさまのよくみゆれば、それのみほこりてわれはと心ひとつにおもふまゝに、こゝろをもたしなまず、能をもほしくせぬなり、目心はづかしからん人にあひては、たちまちみおとされこそせんずらめ、無能ならん人の、と

しよるやうをおもひやるに、たゞ狐狸などの年經ぬるにてこそあらんずれ、いかゞすべき、業平中將の、老らくのこむといふなるといひ、行平中納言の、なみだのたきといづれたかけむとよみ、黒主が、年經ぬる身は老やしぬると詠じ、小侍従が、八十の年の暮なればとよみたればこそ、花なりし昔もさこそ戀しかりけめと、あはれにもやさしくも聞ゆれ、たゞわかき人の、としのよりたるばかりは、なにほどの思ひやりかは侍べき、夢幻のやうなれども、人の名は末代にとゞまり侍なり、或はよき佛法の上人、或は賢人聖人、又はすける人などならでは、誰人かながく世にしられて侍ける、人木石にあらずと申ためれど、いたづら人のながらへんは、谷かげの朽木にてこそ侍らんずらめ、たしなむべし、

(註) 第八條の全文 ○かたなくに 醜く穢くの意

〔六六一〕今川了俊制詞

不知文道、武道終不得勝利事、

(註) 第一條

〔六六三〕 伊勢貞親教訓

歌道の事、器用なくとも如形も可知也、歌御前にて當座の御會ありし、御座敷をたてこめられて、座をたゞずして題を探り、人にとはずして、自身によめと仰出されし、予深更とゆふ題を取たりし、題の意いかにもしらず赤面したるを、能阿氣色を見て、紙のきれに題の心歌の讀やふなどかきて、そつとふところへ入たりしを見て心得て、當座の恥辱をかくしたりし、是を思ふにいかにも可覺悟事也、此道は道よりも藝を專にせよと、先人申たりし、たゞ作を心に可懸と也、常に人と寄合む時も、いたづらに事をいはんよりも、いひすてなどをしてくち付べき也、但右にいふがごとく、弓馬の二つをさしをひて、これをのみにかゝらん事は不可然、自餘これにじゆんず、歌道

は兩道の外の第一と可心得なり、

(註) 第十五條

〔六六四〕 多胡辰敬家訓

第一手習學文ナリ、物ヲ書事ヲ手學ト申故也、人ト生レテ物ヲカ、ヌハ、誠ニアサマシキ事ナリ、筆者ヲヤトヒ候事、時ニヨリ事ニヨレリ、大事之儀ナド文ニテ申キタランヲ、我が身ニモナラヌ人ニアツラヘテ、ヨミ候ハ、密々申事有マジ、人ノ身ニハ親子ヲカギリテ、シラセヌ程ノ事有ベシ、兩眼ナキモノニモヲトリタルベシ、ヨク書惡敷書事ハ、先世ノカイキヤウニテモヤ有ベキ、文ノ本末ヲモ知ズ、ヲカシキカナ文マデ人ニカ、セテ、女子ノ所マデツカハンハ、只人ノカハキタルチクルイタルベシ、老テクヤシキト思ヘドモ、手足ノホネスジコハクナリ、タカキモイヤシキモ、用シゲケレバ、マナバレヌミチナリ、ヒトツモ年ノワカキ時、夜ヲ日ニナシテモ、手習學文ヲ

スベシ、

(註) 第一條

〔六六五〕 親子訓

學問の事、此儀、人男に生を請る人、誰かは心がけざらん哉、殊更當家事は、御役をもあづかり申上は、文盲にては不可叶、清家中家兩儒者を師匠と頼、平生心懸あるべし、學問におきて無際限事なれば、四書五經の文字讀ばかりも速あるべし、貞永式目、御政道、明鏡なれば、一々可被尋、御代々追加當所沙汰等事は、是非無不審やうに、可有覺悟さのみ學問に心をかけ、無奉公は不可然、學問といへど、君臣の禮をたゞし、奉公の道をしらんためなれば、奉公專なるべし、

(註) 第廿一條 ○清家 清原家 ○中家 中原家

〔六六六〕 早雲寺殿廿一箇條

少の隙あらば、物の本をば、文字のある物を懐に入、常に人目を忍びみべし、寢てもさめても手馴ざれば、文字忘るゝなり、書こと又同事、

(註) 第十二條

〔六六七〕 吾妻鏡 第卅九

東中務入道素暹行○胤 可成問狀御教書之由、伊勢前司原○藤 行綱、大曾禰左衛門尉長泰等、爲奉行傳仰、素暹申領狀云々、千葉介常胤棟葉之中、右筆始例、文武兼備之士、殊至要之趣、頻及御沙汰云々、

(註) 寶治二年九月廿日の條

〔六六八〕 吾妻鏡 第四十

將軍家可有文武御稽古之由、相州頼○時 以消息狀令諫申之給、爲和漢御學問、

則縫殿頭連 參河前司新田 爲弓馬御練習亦秋田城介義 小山出羽前
 司長 遠江次郎左衛門尉盛 武田五郎綱 三浦介時 等常令祇候御所
 中各可隨召云々、又爲和泉前司武藤左衛門尉景 奉行人々子息之中撰試
 好文并器量之士可候同學趣内々被仰付之云々、

(註) 建長二年二月廿六日の條

〔六六九〕今川了俊制詞

弓馬合戰嗜事者、武士之道不珍間、專可被執行義第一也、先可守國事、無學文
 而不成政道旨、四書五經其外軍書顯然也、幼少時相伴道正輩、假初隨順惡友
 不可有之、水隨方圓之器、人依善惡朋、實哉、

(註) 「今川了俊愚息仲秋制詞條々」奥書の一節

〔六七〇〕長曾我部元親式目

爲侍者、書學文并軍法專一仕、君臣節父母孝行可爲肝要事、

(註) 第八條

〔六七一〕北條五代記
卷之二

かるかゆへに武士は先もつて文をまなひ武略をたしなんて忠を盡し名
 を萬天の雲井にあけ面目をしそんにほとこさんとす今のわかき衆は文
 武の學ひはかつてなく人より先たては武威をあらはしくびをも取と心
 えて兩人かこときの犬死し却て敵に徳をゆつりみかたにをくれをとら
 せ忠はなくして不忠をかせき人間一大事の命徒に失ひぬ縦は出るくる
 のうたるゝと俗にいふことし牛馬をつなく杭に徳あり徳なくして出る
 杭いかてかうたれさらん

(註) 「岡山彌五郎木下源藏討死の事」の條

〔六七二〕北條五代記

卷之三

軍陣にをいて若一人なり共法度をそむく者有て軍中をぬきんてたとひ比類なき高名をあらはすと云ふ共たちまち罪科にをこなはる故に大小名共に法度を用ひてそれくの役をつとむるをもつて弓法の本意とすされ共合戦により武略ことなれば一様には定かたし唐と日本人の心おなしからす關東と關西の弓矢のかたぎかはるむかしと今猶もて各別なり然といへ共文を左にし武を右にするはいにしへの法兼てそなへすんは有へからす保元の合戦より以來永祿八乙丑年公方義輝公御滅亡まで四百十一年の間弓矢其數あけてかそふへからす

(註) 「軍法昔にかはる事」の條

〔六七三〕早雲寺殿廿一箇條

文武弓馬の道は常なり、記すに及ばず、文を左にし、武を右にするは古の法、

兼て備へずんば有べからず、

(註) 第廿一條

〔六七四〕北條五代記

卷之六

されは早雲寺殿二十一ヶ條と號し侍一生涯身の行の教をしるしをかれたる文有其内二十ヶ條に武道のさた一言なし終の一ヶ條に文武弓馬の道は常なりしるすに及はす左文右武はいにしへの法兼てそなへすんはあるへからすと書とめ給ひぬ

(註) 「上杉輝虎武田信玄小田原へ働事」の條

〔六七五〕澁柿

次郎兵衛事、まことしくは思召ね共世のならひさる事もなからむ哉、不便の事也、一方ならぬ心中ども、思召やらるゝ也、わかき者のくせといひなが

ら、餘に心とくはやり過たる者にて有と御覽せしに、案のごとく心みぢかく物さはがしくて、父兄弟にも咎をかけ、天下の大事ともなす也、結句は身も終にけるにこそあんなれ、事の次而なれば仰らるゝぞ、定綱は猶も子供を持たれば、いひをしへよかしと思召也、武士といふ者は、僧などの佛の戒を守るなるがごとくに有が本にて有べき也、大方の世のかためにて、帝王を護まいらするうつはもの也、又當時は、鎌倉殿の御支配にて、國土を守護しまいらする事にてあれば、雖を立る程の所をしらんも、一二百町を持つても、志はいづれもひとしくて、其酬に命を君にまいらする身ぞかし、私の物にはあらずとおもふべし、さるについては、身を重くし心を長くして、あだ疎にふるまはず、小敵なれども侮心なくて、物さはがしからず計ひたばかりをするが能事にて有ぞ、

(註) 「頼朝佐々木被下狀」の冒頭の一節

〔六七六〕 平重時家訓

ほうこうみやづかひをし給ふ事あらん時は、百千人の人をしり給ふべからず、君のことを大事の御事におもひ給ふべし、いのちをはじめて、いかなるたからをもかぎり給ふべからず、たとひ主人の心おほやうにして、おもひしりたまはずとも、さだめて佛神の御かごあるべしと、おもひたまふべし、みやづかひとおもふとも、是もをこないをする、心のうちに思べし、みやづかひのことはなくして、しうのおんをかふむらんなどとおもふ事は、舟もなくして、なん海わたらんとすることにならず、

(註) 第二條 ○をこない 佛神への勤行

〔六七七〕 義經記 卷第五

「さ承り候ひぬ治承二年の秋の頃、陸奥を罷り出て候ひし時も、今日よりして、君に命を奉りて、名を後代にあげよ、矢にもあたり死しけると聞かば、孝

養は秀衡が忠を致すべし、高名度々に及ばば勳功は、君の御計らひとこそ申し含められしか、命を生きて、故郷へ歸れと申したることも候はず、信夫にとゞめ候ひし母一人候も、其の時を最後と許りこそ、申し切りて候ひしか、弓箭とる身の習ひ、今日は人の上、明日は御身の上、皆かくこそ候はん、君こそ御心弱く渡らせ給ひ候とも、人々それよき様に申させ給ひ候へやとぞ申しける、

(註) 「忠信吉野にとゞまる事」の條 ○孝養 後世を弔ふこと

「六七八」鳥居元忠遺書

天下は幾程なくして、上様御手の中なるべし、左あらば必御取立を受て、大名にもならんと思ひて、御奉公する者も有なん、必この心など出来たらば、武士道の冥理の盡る端とぞ知べし、官祿を賜らん大名に成れと、欲心にひかれて貪らんに、命の惜からぬ事あるべきや、命が惜まれては、何の武功を

成べき、武の家に生れて忠を心に掛ず、たゞ身上の富を思ふ者は、外に諂ひ内に奸謀を工み、義を捨恥を顧みず、後々末代武名を汚す、誠に口惜き事なり、是等の事申に及ざれども、元祖の名を二度世に擧らるべし、○中この外に申置事無之候、

「六七九」平重時家訓

おやのけふくんをば、かりそめなりともたがへ給ふべからず、いかなる人のおやにてもあれ、わが子わろかれとおもふ人やあるべきなれども、これをもちいる人の子はまれなり、心を返し目をふさぎて、能々あんずべし、わろからん子を見て、なげかん親の心は、いかばかりかこゝろうかるべき、されば不孝の子とも申つべし、よき子を見て喜ばんおやの心は、いかばかりかうれしかるべき、されば孝の子とも申つべし、たとひひが事をの給ふとも、としよりたらんおやの物をのたまはん時は、能々心をしづめてきゝ給

ふべし、

(註) 第四條

〔六八〇〕竹馬抄

我身をはじめておもふに、おやの心をもどかしう、教をあざむくことのみ侍也、をろかなるおやといふとも、そのをしへにしたがはゞ、まづ天道にはそむくべからず、まして十に八九は、おやの詞は子の道理にかなふべき也、わが身につみしられ侍なり、いにしへもどかしうをしへをあざむく事のみ侍しおやのこと葉は、みな肝要にて侍る也、他人のよきまねをせんよりは、わろきおやのまねをすべきなり、さてこそ家の風をもつたへ、その人の跡ともいはるべけれ、

(註) 第二條

〔六八一〕慈元抄

天下靜に民の寵賑ひて、貴も賤も樂み多かりし代は、孝道に不最背故也、去ば孝經に曰、先王の至德要道有て以天下を教べし、時には、民以和睦して上下恨なしといへり、七難の風吹、三災の浪立て、君の船漂ひ、臣の水濁り、一天四海安き時希成事は、偏に内外二の依背孝經也、爰を思合て、孝經の詞、その外孝行の筋を書置の文の端々、心に浮ぶ通り書集るものなり、是非私言共、定て誤り多からむ、他見有憚、唯爲子孫形見に残置而已、

(註) 序の部

〔六八二〕平重時家訓

たのしきを見ても、わびしきを見ても、無常の心をくわんずべし、それについて因果の理を思ふべし、生死無常を觀ずべし、

(註) 第六條

〔六八三〕 平重時家訓

人のとしによりてふるまふべき次第、廿ばかりまでは、何事も人のするほどのげいのうをたしなむべし、三十より四十五までは、君をまぼりたみをはごくみ、身を納ことほりを心得て、しんきをただしくして、内には五戒をたもち、せいだうをむねとすべし、せいだうは天下をおさむる人も、又夫婦あらん人も、きのたゞしからんはか見るべからず、さて六十になれば、何事ももうちすて、一ぺんに後生一大事をねがふて念佛すべし、其としいたりては、子がうせ子孫をたやすとも、うき世に心をかへさず、それいよく、道のすゝめとして、我は此世になき物と、おもひきり給ふべし、

(註) 第四十五條 ○たしなむ 修練する

〔六八四〕 平重時家訓

佛神を朝夕あがめ申、こゝろにかけたてまつるべし、神は人のうやまうに

よりて威をまし、人は神のめぐみによりて運命をたもつ、しかれば佛神の御まへにまいりては、今生の能には正直の心をたまはらんと申べし、そのゆへは、今生にては人々もちゐられ、後世にては必西方極樂へまいり給ふべきなり、かたぐいもつてめでたくよき事也、此むねを能々あきらめ給ふべく候なり、

(註) 第一條

〔六八五〕 新田左中將義貞教訓書

ほかには弓馬合戦を家として、内にはいんぐわの道理をおそるべき事

(註) 第二十條

〔六八六〕 伊勢貞親教訓

法中に對し無禮にすべからず、其身其姓賤しきも、既解脱幢相の法衣を身

にかくれば、其を敬べき也、關東には諸侍馬上にて道を行に、いかやうの乞食沙門にも下馬をす、有時目のかすみたる者、行に牛の有けるを見て過ければ、僧かとおもひて、下馬をしたりといへり、

(註) 第三十條

〔六八七〕 伊勢貞親教訓

第一佛神を信敬し奉るべし、殊には王城の鎮守靈佛靈社、又は領中に奉崇處の神社堂塔の修造、分際に可心得事、

(註) 第一條

〔六八八〕 早雲寺殿廿一箇條

第一佛神を信じ申べき事、

(註) 第一條

〔六八九〕 小夜のねざめ

たとひなにもしらぬ人にてありとも、をのづから道理をしりたらんぞ、學文したる人とは申侍べき、いかに才學ありとも、道理にそむきたらん人せば、學文せぬ人と申べし、とこそ孔子も仰られけれ、北條時政より九代たちたることも、すべて才學のすぐれたることはなかりしにや、わづかに貞觀政要、御式條などいふ物ばかりを覺て、私なくおこなひ侍しほどは、すべて國もしづかに、世もめでたくぞ侍し、

(註) 御式條 貞永式目

〔六九〇〕 宗五大帥紙

才學いみじくて、からやまとの事をしりたりとも、それによりて心のよき事はあるまじきなり、縦は何もしらぬ人なり共、をのづから道理をしりたるぞ、學問したる人とは申べき、いかに才學あり共、道理にそむきたらんは、

學問せぬ人とその給ひし也、又北條時政より九代たもちたる事も、すべて才覺のすぐれたる事はなかりしにや、貞觀政要御式條など云物計をおぼえてわたくしなくおこなひし程は、すべて世もしづかに國も目出度ぞ侍し、わづか成家の内をおさめ侍らん事だにたやすからず、まして日本國の事を取沙汰し侍らん事、誠に人の器用をもえらばるべきをや、私といふ事だにも、さはくとなければ煩有まじと、故人は書をき給へり、

(註) 「古人の申おける事」の條

〔六九一〕宗五大卿紙

人の本と申侍らんは、聖人をこそ申侍らめ、それは今の世には有べからず、喩ばいにしへ堯舜、夏禹殷湯、文王武王、周公旦、孔子より外は有まじく候、聖人として世にゆるされたる人も侍らず、日本には聖德太子大師達などをや申侍べらん、聖人と申程の人は、萬にかけたる事なく、天地と心ざしを言に

して、日月の徳ならべたる程の事なるべし、よのつねは賢人などをぞ能人と申侍らん、それも今はあるまじくや、賢人などの位に成程の人は、更に我身と云事を思ふべからず、偏に國の爲民の爲、心をくだきをのれを忘れ、人をはごくむべきなり、又したしきによりてあしきを憚事なく、うときによりて能をかくす事あるまじき也、道理といふ事一を、聊の偏頗もなくおこなひて世をしづめ人をめぐむなり、君をあがめ親を敬ひ、兄弟の道をたがへず、朋友の禮をみだらず、能をえらびあしきをすて、忠ある者を賞し、科ある者をつみずも、其分際にたがふまじきなり、名利を好まず、財寶をおもくせざるべし、か様の人こそ、賢人とも君子ともいはるべけれ、左やうの人は今の世には有がたし、大かた神佛をも心につけ、國をも民をもたすけ、我身を先とせず、さのみ欲心にふけらず、道理といふ事を先として、私のなからんぞ、今の世には能人にて有べきなり、大かた三皇の代に至極わろき人、中古によき人なり、中古にわろき人と申は、すゑの世によき人にてあるべし

と、からの文にも侍るとかや、聖人は五百年に一度出ると云也

(註) 「古人の申おける事」の條

〔六九二〕長曾我部元親百箇條

君臣僧俗貴賤上下、仁義禮智信、聊不可猥、專可存之事、

(註) 第六條

〔六九三〕吾妻鏡 第六

二品朝頼 仰云、於八幡宮寶前、施藝之時、尤可祝關東万歳之處、不憚所聞、食慕
反逆義經、歌別曲、歌奇恠云々、御臺所被報申云、君爲流人、坐豆州給之比、於吾
雖有芳契、北條殿怖時宜、潜被引籠之、而猶和順君、迷暗夜、凌深雨、到君之所、亦
出石橋戰場給之時、獨殘留伊豆山、不知君存亡、日夜消魂、論其愁者、如今靜之
心、忘豫州經〇義 多年之好、不戀慕者、非貞女之姿、寄形外之風情、謝動中之露膽、

尤可謂幽玄、狂可賞翫給云々、于時休御憤云々、小時押出卯在於簾外、被纏頭
之云々、

(註) 文治二年四月八日の條 〇纏頭 かげ物とて褒美に衣などを與へること

〔六九四〕吾妻鏡 第七

新田四郎忠常妻參豆州三嶋社、而洪水之間、棹扁舟、浮江尻渡戸之處、逆浪覆
船、同船男女皆以入水底、然而各希有兮存命、忠常妻一人沒畢云々、是信力强
盛者也、自幼稚之昔、至長大之今、每月不闕詣當社之處、去正月比、夫重病危急
之時、此女捧願書於彼社壇云、縮妻之命、令救忠常給云々、若明神納受其誓願
兮、令轉歟、志之所之、爲貞女之由、在時口遊矣、

(註) 文治三年七月十八日の條

〔六九五〕平重時家訓

第二章 教育の理想

女の心をもつべき事、むかしより今にいたるまで、女はやさしく事のおびやかなるをほんとし、よく心得給ふべし、物をねたむ事、是を返々心せばきとす、一河のながれをくみ、袖のふりあはせだにも、他生のちぎり也、一夜のかたらひなりとも、先世のちぎりふかゝるべし、いまをはじめとおもふべからず、又えんつきなば、いかばかり契ふかゝれと申候とも、かなふべからず、來るも去も、因果なりと心えてあるべし、されば心にはんゑんとて、せうくおもはずなる事あれども、心ざまのよきにははぢ、あしきにははなるゝ也、物に心得やさしければ、男もはづかしくおもひ、いとをしみふかし、昔今ひきかけおほし、えんつきて其男にはなるゝ事も、又えんはやし、よそにて見るもきくも、やさしきことに申候也、佛神もあはれみをたれ、今生後生めでたきなり、

(註) 第五十條 ○えんつきなば 縁盡きなば

〔六九六〕 宗五大神紙

或抄物にかける女の身體の事、大かた若き時は父にしたがひ、人と成てはおつとにしたがひ、老ては子にしたがふ也、是を三従と申也、源氏の物語などにも、三にしたがふと書り、先女はいかにも心やはらか成べし、

(註) 「古人の申おける事」の條

〔六九七〕 丹州三家物語

幽齋是を聞召、大きにいかり給ひつゝ、御息女をよひ出し、汝は三従の道をしらする也、それ女といふものは、人に隨ふ物なれば、さして教の道はなく、唯三従の道はかり也、親の家に有時は、父母に相隨ひ、人の家へ参りては、夫の心にたかはぬなり、老ひて夫にわかるれば、我子にしたかふ習ひにて、一生みつから心を遂る所はなき者ぞ、

〔六九八〕玉葉卷五十

舍利講於九條堂行之、明日依奉幣前齋也、大夫史廣房持來八月所宛例、依先日召仰也、本儀今月可被行殿上所宛延喜等例也、

(註) 文治三年七月十九日の條

〔六九九〕辨内侍日記上

改元也略中 奏まつほど、ふくるまで大盤所に、内侍たちなにとなきものごたりして、往古の延曆延喜は廿年にもあまりけるに、かくほどなくかはる、なごりをしきやうにこそなどいひて、辨内侍、

程もなく變るもつらし古へははたとせ餘る年も有る世に

(註) 建長元年三月二十八日の條

〔七〇〇〕おもひのまゝの日記

四方の國々しづかなれば、万民にいたるまで、その幸をかうぶらずといふことなし、しん羅百さいのみつぎまで、ふるきに立かへり侍る、まして家々のいとなみさらにわづらひあらず、はかなき山がつまでも、腹つゞみをうち、木こり草かりの童うたまでも、謳歌のこゑちまたにみちたり、延喜天曆の御代にもかくばかりやは侍べき、

〔七〇一〕増鏡第七

新院後深天皇も、兩女院大宮院信子も渡らせ給ふ、御前の汀に、船ども浮べてをかしきさまなる童、四位の若きなどのせて、花の木かげより漕ぎ出でたるほど、二なくおもしろし、舞、樂さまざま、曲など手をつくされけり、御遊の後、人々歌奉る、花契、遐年といふ題なりしにや、内の上龜山天皇の御製
たづねきてあかぬ心にまかせなば千とせや花のかげにすごさむ
かやうの方までも、いとめでたくおはしますとぞ、ふるき人々申すめりし、

かへらせ給ふ日、御贈物ども、いとさま／＼なる中に、延喜の御手本を、鶯の
みたる梅の造枝につけて、奉らせ給ふとて、院○後醍醐天皇のうへ

梅が枝に代々のむかしの春かけてかはらずきゐる鶯のこゑ
御返事を忘れたるこそ、老のつもり、うたて口をしけれ、

(註) 「北野の雪」の條

〔七〇二〕増鏡第十二

明くる年の春、八幡の御幸の御歸るさより、東寺に三七日おはしまして、御
灌頂の御加行とぞ聞ゆる、仁和寺の禪助僧正を御師範にて、かの寛平のむ
かしをやおぼすらむ、密宗をぞ學せさせ給ひける、六月には、龜山殿にて御
如法經かゝせ給ふ、

(註) 「うら千鳥」の條

〔七〇三〕海人藻芥中

徳大寺相國○實時被命云、人ノ藝能ハ、タトヘバ連歌ノ最上手ト名譽ハ有ト
モ、歌ヲ一向無沙汰ナランハ、愛ナカルベシ、圍碁ハ上手ナリトモ、將碁知ラ
ザランモ亦無念也、唯能程ニ何事モ習渡タランゾヨカルベキ、但其家々ノ
家業ヲ繼グ人ハ、專其業ヲ本トスベキ也、

〔七〇四〕徒然草

すべてをのこをば、女にわらはれぬやうにおほしたつべしとぞ、淨土寺前
關白殿は、をさなくて、安喜門院のよくをしへまゐらせさせ給ひける故に、
御詞などのよきぞ」と人の仰せられけるとかや、

(註) 第百七段

〔七〇五〕實隆公記

朝間覽初音卷、行膳之後向亞相方、盃酌令祝著之、歸路向滋野井方、小時歸宅、誦古文孝經一卷、以先聖、先師慈愍可修身、盡忠興家、報國之條珍重々々、及晩盃酌祝著之事有之、

(註) 文明十六年正月二日の條

〔七〇六〕 實隆公記

朝膳祝著之後於柿本影前試筆詠和〔歌〕一首兼又誦古文孝經一卷、廻向先聖先師〔新〕、五常之大道者也、

(註) 文明十九年正月一日の條

〔七〇七〕 乳母のふみ

わかきほどに、またいたくおよすげたるもにくきことにて候、あまりにふえうめきたるもわろく候へば、おくれすぎぬほどにわたらせおはしまし

候へ、人丸赤人があとをもたづね、むらさきしきぶが石山の浪にうかべるかげを見て、うきふねの君の法の師にあふまでこそかたくとも、月の色、花のほひも、おぼしとめて、むもれいふがひなき御さまならで、かまへて歌よませおはしまし候へ、歌のすがたありさまは、みなふるきに見えてくでんにしるして候へば、よく御らんじ候へ、たゞ女の歌には、ことくしきすがた候はで、詞たがはず、いとをしきさま、うらくとありたく候、さればとて、ゑんあるすがたにのみひきとられて、たましゐの候はぬもわろく候へば、さやうのことは、なをくふるきを御覽じ候へ、いかにも歌をばこのみて、しふにいらせ玉ひ候へ、なにのわざも、このよのたはぶれにてこそ候へ、いのちたえぬれば、みなむかしがたりにて候、うたはすべらぎの御代のつきし候まじく候へば、かしこき君にも、そのあとはしられ御覽ぜられ、家々のもてあそびにも、あはれなりけるわざかなと、忍ばれさせ給候べきことにて候はんずれば、いかほども御このみ候へ、何事もいけるほどこそせ

んなれ、このよをわかれん後は、いかでもと申人の候、よにひがこととおぼえ候、ほねをばうづむとも、なをばうづむまじと申事の候へば、いまのなきよりもまさりて、心うかるべきこととおぼしめし候へ、御手などかまへてくうつくしくかゝせ給ひ候へ、手のすぢは、こゝろくくにこのみ、おりにしたがつことにて候へば、ともかくもさだめ申がたうおぼえ候、女の本たいに、てはとをかたちにて、はかなき筆のすさみも、人のほどをしはかられ、心のきはも見ゆることにて候、をきものゝ御づしの、御さうしなど給て、かゝせ給ふほどにとおぼしめし候へ、まなは女のこのむまじき事にて候なれども、もじやう、歌の題につけて、さるさまをしらぬほどならんは、をこがましく候、御覽じしりて、筆のすさびにかゝせおはしまし候べく候、すみつき筆のながれ、よるの鶴にこまかに申げに候、御らん候へ、又ゑは、わざとたてたる御のうまでこそ候はずとも、人のかたちなどうつくしくかきならひて、物語ゑなど詞めづらしくつくり出ても、たせおはしまし候へ、大か

たゑとてもかたくなならぬほどにかきならひて、御びやうぶのすみかき、しきしなどを、かゝせおはしましたらんこそよき御事にて候へども、それまでをよび候はずばのことにて候、御こと、びはなどは、えたる御のうにて候ぬべければ、心やすく候へども、御物ぐさげならんおりも、ねんじてそこをきはめむとおぼしめし候へ、わごん候もよろづのものゝねにたて候とおぼしめさずとも、ついでして、すこしならひとらせたまひ候べく候、されどそれはまねぶ人、かたきことに成ぬればたゞしやうのことを、とりわきてあはれに、おもはしきものゝねにて、五の御としより、ならはしそめまいらせて候しに、ふしぎなるまで御ぎりやうさとく、いみじき人々にも、をとるまじくなどほめられさせおはしまし候しに、七つにて御いまゝ、いりの夜、ゐんの御まへにてひかせおはしまし、又八の御としとおぼえ候に、春宮の御びはにひきあはせまいらせなど、なをあげさせ給候し御ことにて候へば、いかにほげませたまひて上ずのなをもえんとおぼしめし候へ、さ

るべき物がたりども、源氏おぼえさせ給はざらんは、むげなることにて候、かきあつめてまいらせて候へば、ことさらかたみともおぼしめし、よくよく御覽じて、源氏をば、なんぎもくろくなどまで、こまかにさたすべき物にて候へば、おぼめかしからぬ程に御らんじあきらめ候へ、なんぎもくろくおなじくこ小から歴びつ歴つに歴いれてまいらせ候、古今、新古今など上下のうた、そらにみなおぼえたきことにて候、もしやおぼえさせおはしますとて、をしへてすゝめまいらせ候へども、よに御心にいらす、ものぐさげにおぼしめして候し、かへすがへすほいなく候、

(註) 石山 紫式部が石山寺で源氏物語を書いたといふ傳説から、此處では源氏物語をよむ事 ○うきふねの君の法の師に逢ふまで 源氏物語五十四帖を讀破すること ○しふ 勅撰集 ○手はとをかたち 文字は遠形の意で文字に依つて人が知られるといふこと

〔七〇八〕めのとのさうし

むかしより、女の心づかひ身もちなどのこと、もろこし日のもとにも侍りつれども、中比は、女のこゝろばせ、おきふしたちゐまで、むげにしなく侍りしにより、たか松のによろゑん、紫式部などふかくなげきたまひて、上たるひとは下をあはれみ、下たるものは、かみにつかへ、家をおさめ、身をたて侍るべきことを、こまぐととかきととめたまひしなり、このことがきを御らんじて、御心をたしなみ給ふべし、

〔七〇九〕めのとのさうし

御むすめそだて候こと、十ばかりにもなり候はゞ、おくふかく、人にみせられ候まじ、心もちうらやかにこゑひきく、御そだて候へ、あらるゝまゝにくるはせ、ものいひしどけなく、はしぢかにうちふしなどさせらるまじく候、そうじてひとすくなきみちありく事、又大勢うちまじり候おりなど御心をそへて、御みはなつまじく候、かやうの事、母おやの心もちに有事なり、

(註) あらるゝまゝに あばれるまゝに

〔七一〇〕中正子
卷之五

以此道教之、人人從而效之、之謂惠、惠生於明、明生於知、無知者何以惠焉、是故不信諸心、庸詎行諸身、且說諸口、耶、身不行之非律也、口不說之、非教也、教也、非心信之者、不能爲也明矣、心信之者、固由定而得矣、西域大聖人、誠乎內而取信諸心之尤者也、是以身而行之、事莫不律也、口而說之、言莫不教也、

(註) 「戒定惠篇」の條

〔七一一〕永平初祖學道用心集

聰明不爲先、學解不爲先、略○中向來都不用之、而調身心以入佛道也、略○中傳得佛道之法、在聰明縛解之外、事於是明矣、探而可尋、顧而可參、又不嫌年老耄、及又不嫌幼稚壯齡、

(註) 「參禪可_レ知事」の條

〔七一二〕蓮如上人御文
二帖目

コトニホカニハ、王法ヲモテオモテトシ、内心ニハ、他力ノ信心ヲフカクタクハヘテ世間ノ仁義ヲモテ本トスヘシ、

(註) 第六通、文明六年二月十七日

〔七一三〕勸學記

佛法之結緣者、出離之勝因也、必以今生之學功、可爲來世之資糧矣、

〔七一四〕下世鏡抄

出家ハ佛法ノ物語、諸錄語合テ今生後生ノ月ヲ見ヨ、在家ハ弓箭ノ手立テ馬ノカケ違ヘ、諸藝ノ勝負仁義徘徊ヲ語テ、文武二道ノ達者トイワレテ、今

生ノ名譽ヲ施ヨ、雜人ハ賣買田地耕作ヲ話ヲシテ、一身ヲ扶テ、家ヲ持テ、妻子ヲ養エ、

(註) 第二十九「三學之友禮法之事」の條 ○仁義徘徊 道德や身持振舞の意

〔七一五〕至花道書

かやうの稽古の淺深の條條、昔はさのみにはなかりし也、古風の中に、おのづから此藝能を得たりし達人、少少見えし也、其比くらは、貴人上方さまの御比番にも、是をのみ御らんじはやされて、非をば御さんたむもなかりしなり、當世は、御目も彌闌けて、すこしきの非をも御さんたんにおよぶ間、玉をみがき、花をつめる幽曲ならずは、上方さまの御意にかなふ事あるべからず、さるほどに、藝の達人は少なし、當道いよく、末風になるゆへに、かやうの習道おろそかならば、道もたえぬべきかと、藝心の及ぶ所を大かた申すのみ也、なほ、此外は、問ふ人の氣量の分力によりて、相對の祕傳なるべし。

(註) 「體用ノ事」の末に附せられた一節で、「至花道書」を撰述した由縁を記したものである。○御比番 御批判、批評のこと ○御さんたむ 岩波文庫本には「さんたむ」に「讚嘆」の字を當ててゐるが「校註世阿彌十六部集」には「算段」としてゐる。○御目も彌闌けて 貴人の御批評眼の水準が益々高くなつて、

〔七一六〕箕かつき

女 いや、眞實でござらうとも、されごとでござらうとも、連歌をさせられては、身代つゞきませぬ程に、どうでも暇を下され、シテこれは、かかる難句をいひかけさします、譬へば骨を朽し、肉を曝すとも、この面白い連歌を、止める事はならぬ、よし此の上は、出て行きたくば行かしませ、さりながら、貞女兩夫に見えずと云うて、一度結んで、二度改むる道はない事、三従の愼を知らぬ女は、神祇釋教にも背くぞ、わごりよは生類ではあるまいぞ、

解 説

中世武人の教育理想とし、最も強く意識せられてゐたものは、言ふまでもなく武藝弓馬の道であつた。

頼朝が側近警衛の任にあたるべき武士の條件として、譜代の勇士、弓馬の達者なるもの、容儀神妙なるものといふ三徳兼備を擧げ、「譜代といへども其藝に疎きものは、警衛の恃なし、能く用意あるべし」と述べてゐるのは〔六四六〕、所謂殿上武士と異つた鎌倉武士の心得を示したものであらう。武藝は武士の表藝であるにも拘らず、平和な時代が續けば屢々それが忘れられ勝である。随つてこのことは武人の教育目的として、絶えず強調せられなければならなかつた。時頼の如きは「近年武藝廢れて自他門共に非職才藝を好む」〔六四七〕と歎じて「奉公諸人面々弓馬の藝事を爲すべき」〔六四八〕旨を諭してゐる。かくの如き教育方針は室町時代から戦國時代にかけて、武士の家庭教育の目標として屢々現れてゐる〔六四九―六五二〕。恐らく武藝弓馬の道は公卿の詩歌管絃に對して、戦國武人の表藝として、教化目標の第一と考へられてゐたのであらう〔六五二・六五三〕。武藝弓馬の道に随伴して、戰場に於いて命を惜しまず名を重んずるといふことが、武人の心構と

して幼時より強く要求せられてゐた。随つて當時の武人が一般に命を惜んで、卑屈な振舞をなすことを、深く誠めてゐたことは當時の物語等に依つても明瞭に窺はれる〔六五四―六五六〕。

武藝の次に武士の教育目的として現れて來たものは文の思想である。既に鎌倉初期に單に武略のみでは武人として不充分であるといふ考へが認められる。例へば武田光運がその次男信忠を心操不調といふ理由で義絶した如きその一例である〔六五七〕。而してこの頃より寧ろ前代貴族の教育理想と考へられてゐた詩歌、管絃、和漢才藝等の文化的教養が武士にとつても亦一つの理想と考へられるに至つてゐるやうである。これは鎌倉武士が次第に京都公卿の影響を蒙るに至つたことを立證するものであつて、鎌倉中期以後にはこの傾向が極めて著しい。『吾妻鏡』にも仁治年間頃より、諸人其志に従つて詩歌管絃を始むべしといったやうな幕府の方針が屢々認められるやうである〔六五八―六六〇〕。鎌倉幕府の滅亡後政治の中心が京都に移さるるに及んでは、この傾向は益々助長せられ、家訓其他武士の心得を訓へたものに、詩歌管絃とか學問才藝といふものを要求してゐる例が甚だ多い〔六六一―六六六〕。

かくて武人の教育理想として、一方武藝弓馬といふことが掲げられ、他方學問藝能といふことが唱へられるに至つて、茲にその兩者を併せた文武兼備といふことが、武士教化の目標として現れるに至つたのである。既に『吾妻鏡』寶治二年の條には、文武兼備の士殊に至要の趣が沙汰せ

られてゐるし(六六七)、建長二年には時頼が消息状を以つて文武の御稽古あるべき旨將軍家を諫めてゐる(六六八)。室町以後の家訓書にも多く文と武とが併立的に掲げられてゐるし(六六九・六七〇)、戦國時代に於いても尠くとも教化理想としては、文武兼備といふことが考へられてゐたものと見るべきであらう(六七一一・六七四)。

當時の爲政者の教化政策として掲げられた忠孝といふことは、當然この時代の教育理想として重要な地位を占めてゐる。頼朝が佐々木定綱に「子供に教へよ」と言ひ送つた状の中にも、「命を君にまいらする」ことを申し含めてゐるし(六七五)、『平重時家訓』にも奉公宮仕の覺悟を説いて、忠の本義をさとしてゐる(六七六)。恐らく當時の武人の家庭に於いては「君に命を奉りて、名を後代にあげよ」といふのが、その教化の目標であつたであらう(六七七)。かくて戦國末期頃より次第に武士道といふ觀念が確立して來るのである(六七八)。親に對する態度としては、同じく『平重時家訓』に、親の教訓をば苟且にも違ふべからざることが述べられてゐる(六七九)。室町時代に至るとこの孝の觀念が著しく強調せられ、『竹馬抄』の著者の如きは「他人のよきまねせんよりは、わろきおやのまねをすべきなり」と極言してゐる(六八〇)。かゝる思想は戦國以降儒教思想の普及に依つて益々強められた(六八一)。

佛教思想が深く國民生活の中に浸潤してゐた當時に於いては、宗教的目的も亦可なり一般的に普及してゐたと見なければならぬ。『平重時家訓』の如きは、「樂しきを見てもわびしきを見ても、無常の心を觀すべし」といふその冒頭の句に始つて、この傾向が甚だ顯著である(六八二・六八四)。室町戦國時代に至つても佛教は教化目標の上に重要な役割を演じてゐる(六八五・六八六)。恐らく佛教の無常觀の如きものが、斯くの如く教育目的として樹立せられてゐることは、中世時代の教育の一大特徴であつて、江戸時代に至ると殆んどかくの如き目的は認められない。たゞ中世末期に至ると前述べた神佛習合の思想から、單に佛のみならず佛神といふ言葉が使用せられてゐるやうである(六八七・六八八)。

南北朝以後宋學の勃興に伴つて、教育理想の上にも新しき色彩が加味せられて來た。それは室町時代の教訓書に屢々現れてゐる所謂道理といふことである。如何程才學があつても道理を知らなければ、學問したことになるないといふ思想は、恐らくこの頃より教育理想として現れ初めたのであらう(六八九・六九一)。更に戦國時代からは仁義禮智信といふことが、明瞭に教育目的として掲げられるに至つた(六九二)。かうした變化は勿論儒教的影響に基くものであつて、寧ろ江戸時代に入つて教育目的の中心的地位を占むるに至るものなのである。

この時代の女性はその社會的地位の低下に伴つて、教育目的の上にも可なり著しき變化を蒙つてゐる。所謂貞操觀念は王朝時代の末期から鎌倉時代にかけて、次第に一般的要求となつて來た。

やうであるが〔六九三・六九四〕。二夫に見えずといふことは、それ程嚴格な要求ではなかつたらしい〔六九五〕。寧ろ柔順で嫉妬しないといふことが教へられてゐる〔六九五〕。室町時代に至ると儒教的影響に基いて、三従といふことが、女子教育の有力な目的として掲げられるに至つた〔六九六・六九七〕。これは中世女子教育史上の大きな變化であつて、それが其後永く女子教育の理想として支配的地位を占むるに至つたものである。

中世時代の貴族、所謂公卿の教育目的として最も注目すべきは、彼等の平安朝盛時に對する憧憬である。これは當時の貴族が武家の進出に依つて政權を剝奪せられ、剩へ不安常なき生活に當面して、落日にも似た自己の運命をかこつと同時に、華やかなりし延喜天曆の盛時を夢みるに至つたものであらう〔六九八―七〇〇〕。而してかうした雰圍氣が主として彼等の教化内容なり、方法なりを決定してゐたことは容易に想像し得る。當時は朝廷におかせられてすら、「延喜の御手本を梅の枝につけて奉らせ給ふ」たとか〔七〇一〕、「寛平の昔をなつかしまれて密宗を學ばれた」とか〔七〇二〕いふ記録が窺はれるのである。随つて一般貴族の教育目的は大體に於いて前時代と異なることがない〔七〇三〕。『徒然草』に淨土寺の前關白殿が幼き時、常に女に笑はれぬ様にといふ標準で育てられたといふ記事があるが〔七〇四〕、これなども武士の教育とは異つた王朝的な貴族教育の特色であらう。併し他面に於いて室町時代には公卿の間にも相當儒教的精神が浸潤した結果儒教的

目的も亦現れてゐる〔七〇五・七〇六〕。

貴族の女性の教育に關しても、このことは明瞭に認められる。平安朝時代の女性が彼女達の理想であつて、このことは當時の女子教訓書として書かれた例へば『乳母のふみ』、『めのとのさうし』等に明瞭に現れてゐる〔七〇七・七〇八〕。娘を育てるのに十歳位にもなれば、奥深く人に見せないやうにといふ方針も〔七〇九〕、平安時代の理想であると同時に、この時代にも繼承せられた堂上女子教育の一つの目標であつたのである。

僧侶教育の方面に就いて言へば、中世佛教が心を中心とし、在家凡生を對告としたやうに僧侶教育の理想も亦心に重點をおき〔七一〇〕、宗旨によつて相違はあるが、寧ろ學解等に重きをおかず〔七一一〕、出でては眞俗一貫といふことが教育目標として掲げられてゐることが注目せられる〔七一二〕。尙ほ平安末期より佛教の修學は躬の解脱安心といふこととなり、殊にそれが來世のために心掛けられたことは、淨土や天台を始め、よく知られるところであるが、この期の初期に出た貞慶の所説の如きものにまでもよく現れてゐる〔七一二〕。

この時代の庶民の教育理想としては、殆んど之を明かにすべき資料がない。『世鏡抄』に三學の友として、その中雜人は「一身を扶て家を持て、妻子を養へ」とある點から推察すれば〔七一一四〕、恐らくこの時代の庶民にとつては、經濟的に一身を保つて妻子を扶養し得るといふことが、生活

の目標であつて、その以上の教養の如きは、望んでも得られなかつたものであらう。たゞこの時代の藝道者としては、多少纏つた理想が認められる。即ちこの頃から世阿彌の場合の如き藝道の完成といふ理想が現れてゐるのである〔七一五〕。

女性に關しては武士の女子教育の理想であつた三従とか貞操とかいふことが、尠くとも室町以後には或る程度庶民の間にも浸潤してゐたと思はれるが〔七一六〕、これを明かにすべき資料は未だ不充分である。

第三章 教育の施設

〔七一七〕玉葉卷四十四

此日、釋奠也、上卿通親卿云々、文章博士業實本所出之題、論語文泰而不驕云文君子泰而不驕、小人驕而不泰云々、而通親卿難云、下文不宜云々、仍止件題云々、此難返々奇恠々々、可謂不足言、近日才卿無朝、通親等稱□可彈指々々々、

(註) 文治二年二月九日の條

〔七一八〕園太曆第一

次明法博士中原章文、明經博士一人著北一間東頭床子、西面、算道博士遲參、有例、可爲何様哉之由外記申、宴座裝束之次申之上、有例者、可然之由諾了、仍兩道博士拜之也、先明經學生二人、入西面北戸二拜、著同間北壁下床子、南面、

講論一問了退、次算學生又講論如先、次明法學生講論了、

(註) 應長元年二月五日の條

〔七一九〕園太曆
第三

藏人大進俊冬爲勅使入來、予有故障不謁之、以人間答仰云、大學寮官廳等破壞之後、先聖先師以下御影被安仙洞念誦堂而、宿以下被修理、仍當時御坐難叶、何様可有沙汰哉、西小御堂御本尊無安置、若可爲其所敷、可計申者、申云、凡仙洞被案置之條者白地儀歟、尤可被定、始終御在所歟、御念誦堂修理之間、被安西小御堂之條不可然哉、但被渡之儀可爲何様候哉、委可被經沙汰歟者、俊冬云、其條、釋尊 入御官廳、還御之時可奉遷者、

(註) 康永三年八月十八日の條

〔七二〇〕吾妻鏡
第廿一

昵近祇候人中、撰藝能之輩被結番之、號之學
問所番各當番日者、不去御學問所、令參候、面々隨時御要、又和漢古事可語申之由云々、武州房時被奉行之、

(註) 建保元年二月二日の條

〔七二一〕古今著聞集
卷第七

法深房が持佛堂をば、樂音寺と號して、管絃の道場として、道をたしなみける輩たえず入來の所也、後には阿釋妙樂音寺と三字をくはへて、ちいさき額を書て、ほとけの帳に打たる也、阿彌陀尺迦妙音天などを安置して、常に法花經を轉讀して、音樂を供する故にかくは名付たる也、

(註) 「能書第八」「樂音寺額事」の條 ○阿釋妙 阿彌陀、釋迦、妙音天の頭の字をとつたのである

〔七二二〕平家物語
卷第七

修理大夫經盛の子息、皇后宮亮經正、幼少にては、仁和寺の御室の御所に、童

形にて、候はれしかば、かゝる忽劇の中にも、其御名残きと思出て、侍五六騎具して、仁和寺殿へ馳参り、門前にて馬より下り、申入れけるは、一門の運盡て今日既に帝都を罷出候、浮世に思ひ残す事とは、唯君の御名残計也、八歳の時参り始め候て、十三で元服仕り候し迄は、相勞る事の候はぬ外は、あからさま白地にも御前を立去事も候はざりしに、今日より後西海千里の浪路に趣いて、又何の日、何の時、歸り参るべしとも覺えぬこそ口惜う候へ、今一度御前へ参て、君をも見参せたらう候へども、既に甲冑を鎧ひ弓箭を帶し、あらぬ様なる粧に罷成て候へば、憚存候とぞ申されける、御室哀に思召し、唯其姿を改めずして参れとこそ仰せけれ、略中さては暇申て出られけるに、數輩の童形、出世者、坊官、侍僧に至迄、經正の袂にすがり、袖を引へて、名残を惜み、涙を流さぬは無りけり、

(註) 「經正都落」の條

〔七二三〕 遊柿

次の歳義時朝臣逝去して後、天下の事掌に握られける最初に、丹波國に大庄一所、柵尾に寄進せられたりければ、上人被仰けるは、かゝる寺に所領だにも候へば、住する僧ども、いかに懶墮懈怠にふるまふとも、所領あれば僧食事闕まじ、衣裳補ぬべしなど思ひて、無道心なる者どもこもり居て、彌不當にのみ成行候べし、寺のゆたかなるに付て、兒ども取をき酒もりし、兵具をひつさげ、不可思議のふるまひ不可勝計、さもと有山寺の佛のいましめにたがひて、淺ましく成行は、是より事おこれり、

(註) 「明惠上人傳」の一節

〔七二四〕 曾我物語 卷第四

さる程に歲月過ぎ行きければ、十七にぞなりにける、或時別當繪王を近づけて、御分ははや十七になり給へば、上洛し、受戒をし給ふべきなれば、垂髮

にて上り給はゞ、物々しくきようで叶ふまじ、それ又大事なり、これにて髪をおろして上るべし」と宣ひければ、身に思のあるものを、と思ひながら、「御計」とぞ申されける、さらばとて大衆に觸れ、出家の用意ある、母の方へもいひ下しけり、

(註) 「箱王會我へ下りし事」の條 ○身に思のあるもの 仇討の念願をもつてゐるのといふ意味

〔七二五〕伊勢神樂歌

幼き公達山寺へ、學問せよとて上げたれば、梅と櫻に戯れて、五葉の松とぞ榮へたる、

(註) 天文頃の寫本あり、内容は鎌倉時代にも溯らせ得るであらう

〔七二六〕玉かつま十一の巻

をさなき、んだちみやしろに學問せよとてあけたれば、うめと櫻にたは

ふれて五葉の松とぞなり給ふ、

(註) 「肥後國の神樂歌」の條、伊勢神樂歌と同時代のものと見られる。

〔七二七〕仲光

シテ詞、これは多田の満仲に仕へ申す、藤原の仲光と申す者にて候、さても御子美女御前な、あたり近き中山寺に上せおかれ候所に、學問をば御心に入れ給はず、明暮武勇を御嗜み候由聞召され、以ての外の御憤りにて、某に罷り上り御供申せとの御事にて候程に、今日中山寺へ参り、美女御前の御供申し、只今御所へ参り候、如何に申し上げ候、美女御前の御供申して候、ツレ詞「いかに美女、久しく寺より呼び下さざるは、學問能くせよとなり、まづ御經聽聞せんと、紫檀の机に金泥の御經、それく讀誦し給へと、美女が前にぞさし置きたる、美女誦、美女は父御の仰せに付きて、住むかひもなき、淺香山、手習ふ事もなかりしかば、ましてや御經の一字をだに、讀まざりけれ

ば今更に、涙に咽ぶ許りなり、ッレ詞實にく、満仲が子なれば、一寺の賞翫隙を得ず、御経よまぬは理なり、さて歌は、美女詞「読み得ず候、ッレ詞管絃は、講問へどもいはぬ口なしの、

(註) 多田満仲 清和天皇の曾孫 ○美女御前 満仲の子供

〔七二八〕 仲光

いかに仲光、心を静めて聞き候へ、子供を寺へ上せおくは、學問の爲にてこそ候へ、明暮武勇を嗜まんには、寺に置きてのかひは何事ぞ、

〔七二九〕 中山寺縁起

其後多田満仲公御祈禱所として愛染堂御建立あり、領田八十町寄附せらる、御子英文丸は當山中之坊にて修學あり、

(註) 攝州河邊郡紫雲山中山寺來由記

〔七三〇〕 丹後物狂

又學問の爲に、あたりちかき成相寺と申す山寺に上せ置きて候、久しく對面せず候ほどに、寺より呼び下して候、此方へ呼びいだし學問の様をも尋ねばやと存じ候、

(註) 成相寺 丹後府中村成相山にある古義眞言宗の寺

〔七三一〕 丹後物狂

いかに花松、汝を寺より呼び下す事餘の義にあらず、學問をばなんぼう御きはめ候ぞ、子詞「我學問の奥義は知らず、經論聖教は申すに及ばず、歌道の草子八代集、習ひ覺えて候、たゞし法華には法師品、又内典には俱舍論のうち、七卷いまだ覺えず候、シテ詞「これは念なら覺えて候、又花松が學問の事は申すに及ばず、又ことなる事に何事か能のある、トモ詞「さゝら八撥が御上手にて候、シテ詞「やあかしまし、それは汝が子の事にてあるか、トモ詞「いや花松殿

の御事にて候、シテ詞「これは誠か、やあ花松心を鎮めて聞き候へ、それ兒の能には歌連歌の事は申すに及ばず、鞠小弓などまでは仔細なし、さゝら八撥など申す事は、鉾のもとにて囃す、京わらんべのわざにてこそ候へ、學問のやうを尋ぬる處に、法華經には法師品、又俱舍論のうち七卷覺えぬと承る、其のさゝら八撥のひまに、など七卷をば覺えぬぞ、いや／＼言葉多き者は品少なし、總じて今日よりは某が子にては有るまじいぞとよ、急いで立てとこそ、いや／＼得罷り立ち候まじ、某罷り立てうざるにて候、

(註) さゝら八撥 さゝらを摺り羯鼓をうつこと

「七三二」花みつ

岡部心に思ふやう、花みつを兒に請へかし、請はればこのまゝなりとも置くべきものと思ひければ、別當に酒を強ひて、今一つ聞召せ、御所望のこゝと御座候はば、何事にて承り候へ、奉公申すべきといひければ、別當酒た

ふ／＼とうけて、法師は別して何も所望にも候はず、只今これに御座候少人は、定めていづかたへも御約束候はむずれども、暫くの間別當に御預け候へ、後見申したく候と仰せければ、岡部一往は辭退しけるが、再遍に及びければ、仔細なしと領承しけり、別當餘りの嬉しさに三杯飲みて、花みつ殿に思ひざして、其杯を祝著して、われ又飲みて岡部にさしけり、色々の藝能をつくして、既に酒盛も過ぎければ、岡部花みつを呼びて、汝はこのまゝこれに在るべしとて、若黨小厮を相添へて置きけり、さる程に岡部下向して思ひけるは、今は月みつもいかに羨ましく思ふらむとて、吉日を選みて同じ坊へぞ上せける、

(註) 花みつ 岡部の一子 ○思ひざして 其人を目指して ○月みつ 花みつと異腹岡部の一子

「七三三」松帆浦物語

遠からぬ世の事にや侍りけむ、四條わたりに、中納言にて右衛門のかみか

けたる人なむおはしましける、中將殿とて御子ひとりありて、さうくしくおぼしけるに、ありくくてちご出でき給ひにける、おひさき見えてかたちいとうつくしく物し給ひければ、限りなくかしづき給ふほどに、父の卿ははかなくなり給ひぬ、たづきなきやうにておはしましけるに、中將の君らうたきものにして、十ばかりまでぞ有りける、そのうち横川に禪師の房とて、此のおぢになむおはしける、中將に申し給ふ、このわか君、いたづらにおひ出給はむよりは山にのぼせて物ならはし給へかしなど、よりくすゝめ申されしかば、横川へぞのぼせられける、大かたの學文にも和歌の道にも心をいれて、筆とる事もたゞくしからず、はかなきすすみごともしきくしく、心ざま人にすぐれたりしかば、一山のもてあそび、ちご童子もむつまじきことに思ひし程に、三年ばかり此の山に送りけるになむ、かれば此の母君久しくみぬはかなしとて、折々里へよばせけるに、あるとき禪師申されけるは、かくもんのかたもさとくかしこき人なり、法師になし

て父の御跡をもとはせ給へかしなど、念ごろにかたらひ申し給へば、あたらかたちを墨の袖にやつさむも情なく、八重たつ雲にまじりなむも心ぐるしなどの給ひて、うちとけたる答へもし給はねばちからなし、かくて後にはあやふくや思はれけむ、京にすませむ事を中將にも申し給ふに、つれづれのなぐさめにもとや思はれけむ、おなじ心にの給へば、禪師もいかせむとて、なくく京へぞおくりける、此のちごもよ河にすみつき給ひければ、さびしかりし山水にも名残多く、あそび伴ひしちごわらはにもはなるゝことなむかなしかりける、みな京ちかきわたりまで送りきてぞ名残惜しみける、さて禪師立ち歸りて、とし月手習などしてすみ給ひし所を引きあけて見給へば、いとうつくしき手して障子に書き付けらる、
九重にたちかへるとも年をへてなれし深山の月は忘れじ

(註) 右衛門のかみかけたる 兼右衛門督 ○たづきなきやう 頼りにするものがない ○横川 比叡山
○つきくしく 似合しく ○よ河 横川

〔七三四〕上 大橋の中將

さらばてらへのぼさんとて、ならびのくにさつまがた、かううんじと申て、つくしのくに一ばんのがくしやあり、このてらへのぼさんとて、まつわかと申て、げにんのものゝこなりしが、まにわうどのと、御どうねんのことなれば、かれを一人あいそへて、やがててらへのぼされける、

〔七三五〕花みつ

やうく月日を送りゆく程に、花みつ十歳になりける時、岡部思ふ様、赤松殿は久しくわが殿の御一族なれば、大殿久しくわが殿の奉公仕りけり、二人の者共を相具して其の時ゆひがひなく、振舞ひたらむ時は、主の恥、我が家の恥ぞかし、思へば山寺へも上せばやと思へども、萬の事共案じける時、書寫山へまゐらばやと思ひ、花みつをば輿こしに乗せて別當の御房へぞまゐりける、

(註) 書寫山 播磨國飾磨郡にある天台宗の寺

〔七三六〕あきみち

されともこのあきみちと申人は、年十一より山にのほり、かくもんをきはめ、またおやうとくの人なれば、ふけいのたしなみ、そのうへひなんなる事たくみなし、とし廿五とそ聞えける、ちやうたいのうちに入て、とをたてこもり、七日七夜までこのかたきをうつへきやうをそあんせられける、さるほとには、御せんまたこの人のつまにきたむきとて、十六よりかたらひ、そのとし廿一とそ聞えける、

〔七三七〕田村の草子

かくて將軍は思ひのまゝにきじんをしたがへ給ひて、都に上り、年月ををくり給ふ程に、むつの國にて一夜のなさけをかけ給ふしづのめのはらに、

男子一人いできけり、名をはふせり殿と申、此子九さいの年よりあたりの山寺にてかくもんせさせけるに、一を十とさとりけるか、十さいの年つくくくとあなじけるは、人げんのみならず、てうるいちくるいまでも、ちゝ母あり、わがちゝはいつくに有そと、母にとひければ、母なみだをながし、なんぢか父こそは當國の鬼神をしたかへ給ひつる俊仁將軍なれと、ありのまゝにかたり、くだんの鎗矢とり出し見せければ、其儀ならば都に上り、父にたいめんせんとして、廿日あまりの道なれとも、夜を日につき、三日に都につき、將軍の御門のまへにやすらふ、

〔七三八〕多胡辰敬家訓

辰敬五歳ヨリ將棊ヲサスナリ、然バ將棊サントテ、人ノサタアレバ、六歳ノ時御屋形栖雲寺殿御前ニテモサス也、將棊計ニ掛リテ手習ナドウトシ、十二歳ノ時ヨリ在京ヲ仕、奉公ノ姿アレバ、寺ナドニモ居ズ、其儘學文ニウト

クテ、人ニモナラス也、

〔七三九〕三刀谷田邊記

監物十九歳ナリケレトモ、安國寺惠瓊長老彈正ト因アリケレハ、寺ノ内ニ養育シテ、程ナク成長シテ、勇力最モ人ニ勝レ、朝鮮ノ軍ニ銳ヲ摧キ、固ヲ破ル、

〔七四〇〕台徳院殿御實紀
卷廿九

大御所には早朝吉田を立せ給ひて、山中法藏寺にたちよらせ給ふ、御幼稚のときこの寺にて、御手習ありし所なれば、むかしの事思召出され、老僧嘉勝軒など召て拜謁せしめ給ふ、

(註) 慶長十九年十月十六日の條

〔七四一〕上世鏡抄

侍ノ子ナラハ惡事在共三度迄ハ堪、其後父母ニ追返セ、思寄り鳩ルヲ直サ
ハ又召還セ、凡下ノ者ノ子ナラハ、十度迄モ是ヲ教ヨ、其ニ不直ハ追下セ、

〔註〕 第廿四「師弟法儀之事」の條

〔七四二〕 花みつ

泣くく、別當申されけるは、此の兒十歳といひしとき親父に請ひ申し、十
六歳の今に至るまで露愚かなく育て奉るに、かやうに憂き目を見せ給ふ
事の悲しさよと歎きたまへば、一山の老若は申すに及ばず、賤しき者まで
も皆感涙を流しけり、

〔註〕 愚かなく おろそかなる事なく、誠意を盡して ○憂き目 花みつが死んだ事 ○一山 書寫山の人
々すべて

〔七四三〕 兒教訓

親に逢ひたる 時ばかり おとなしげなる ふりをして かげにてか
はる 心こそ さもつらく、おもはるれ かくてはせめて 四五
年も 寺のすまひを するならば 少ししるしも 付くべきに 三年
さへも ぐらしかね ほどなく里へ 引きこみて 父母こめて すい
かいに やうじつかはず 髪ゆはず 手足あらはず 爪きらず

〔七四四〕上世鏡抄

姿ハ大聖文殊ヲ形トレハ、衣裝ヲ巖ク粧テ、心中情深ク、柔和ニシテ學文ヲ
好メ、師匠ノ仰ニ不違、同宿、心叶ヘハ、朝星戴入、廁姿人、不見、夕夜入テ閑所ニ
行キ、歸テ人々ノ情ヲ思ヘ、學文ノ間二親、不見、寺ニアラム間殺生邪姪ヲ不
犯、佛體ナル故也、上七ツ、中ハ九ツ、下十ヲ限テ入寺也、十三、下山ノ年、七ヨリ
上レハ七年ノ出家、九ツヨリ登ハ五年、出家、十ヨリ上ハ四年ノ出家也、此學

文ノ功佛體、功德ハ、死所マテノ祈禱、後生迄ノ善根也、若住山ノ間ニ邪姪殺生アラハ佛體モ破タリ、佛體破レハ身ニ禍アリ、殺生戒破タレハ文殊無加護、無加護ナレハ學ヲモ不遂、無能ノ徒者ト成也、食乏ケレハ心未練ニナル、食飽スレハ眠テ學文疎シ、遊戯アマリスレハ心亂テ學文跡ヲ忘レ、時々遊戯セサレハ心氣起テ病出來也、卯ヨリ辰迄ハ看經、巳ヨリ午マテハ手習、午ヨリ未迄ハ物ヲ讀、申ヨリ酉迄ハ諸藝ノ遊ニ懸リテ心諫メ、酉ヨリ戌迄萬ノ艶シキ詞、儀理歌物語、笛尺八管弦ナトヲ嗜メ、戌ヨリ亥迄ハ兎ニモ角ニモアレ、七ツ八ツ迄ハ更學文モ遊モ不可定、其時ヨリ教訓シテ可然也、九ツ十迄ハ次第不同、ヨマセカ、スヘシ、十一ヨリ十三迄ハ晝夜ノ違ヲ得サセス、シカリテハ諫メ、諫テハ威シ、學文ヲ教ヘ、義理ヲ慥可教也、兒ハ下山シテモ寺ニ住シ、學文ヲ心ニ不忘、晝ハ鷹野狩場へ出ル共、夜ノ驚ニハ文ヨミ、寢テハ詩歌管絃ヲ見ヘキニ隙ヲ得タリト、萬學ヲ打忘テ筆ヲコタル事、大未練之儀也、去ハ人ハ一期中、三度義アリ、寺ヨリ下テノ刻ニ人ヲ耻、妻ヲ儲シ

始ニ二親ヲ耻、他人ノ心ヲ耻、家ヲ承テ、時親類若黨可達事ヲ達シ、可理事、不理シテ、末代ノ例ニ大公事在ナリ、

(註)「第十六兒垂髮之法儀事」の條

〔七四五〕身自鏡

我等か先祖は天竺摩訶陀國王子也、日本へ渡り給ひ紀伊國熊野に住し給ふ、玉置大明神と奉申也、八人の王子を持給へは八王子とそ申奉る也、本宮新宮那智其外所々に住せ給ふ也、玉置の庄司の一類をは後醍醐の天皇之時被追放、在々所々令流窄、安藝國佐東郡溫井村云所安住し累代送年月訖、其後胤壹岐守久吉其三男太郎左衛門尉忠吉其嫡男某也、于時天文廿一年壬子七月八日乙丑誕生す、凡天地開闢より七兆拾七万億八百六十七年に相當る也、既に百日に成ぬれば、殘名を付られける、祖父の殘名なれば初次丸とそ云ける、其後父母に養育せられ漸々十三歳にも成ければ、毛利陸奥

守元就様の御前にて正月十一日に元服して又三郎吉保とそ名乗りける、其二月九日に爲學文勝樂寺と云ける眞言寺へそ登山しける、院主の名をは權大僧都大阿闍梨俊弘法印とそ申しける、其日吉日なれはいろはの筆立をそ被教ける、五日の内に習納、清書して父の見參に入る、其後假名文眞名字を次第く習也、讀物には看經の爲にとて先心經觀音經を讀、朝には早く起、手水を遣い、髪を結、先本堂に參本尊を奉拜、其儘梵天帝釋四大天王を拜し、下界の鎮守には伊勢天照太神、春日大明神、殊には熊野三所權現八王子、玉置大明神、金剛童子、八大龍王、大峯の禪鬼か一黨拜み、幾内にては祇園、清水、賀茂、稻荷、ヤワタ八幡、北野の天神、愛宕、權現、鞍馬多聞天、山王七社、住吉天王寺迄奉拜、東にては竹武嶋弁才天、熱田大明神、三嶋明神、白山富士淺間權現、諏訪、羽黒其外所々明神拜み、西國ては備前、備中、備後、貴備津宮、安藝、嚴嶋兩大明神、防府天神、長門一宮、二宮、神宮皇宮、別而者摩利支天、大黑天、日天、月天、十二天、其外先祖の尊靈、日本朝中大小神祇、諸佛諸菩薩奉拜、武運

長久、子孫繁昌、現世安穩、後生善所と奉、回向、御堂より下向して、朝食終れば、揚枝を遣、うかいして髪を結ひ衣裳刷ひ、宗祇短歌の如く、身の嗜み机を立墨を摺、終日迄手習して、日も夕陽に傾けは清書して師匠の御目に懸るに、一心不亂に習たる時は一段神妙なりと譽め、疎學不用時は杖を以て被打、追籠らるゝ時も有、扱又宵にも成ければ螢雪の光をかゝけて書を讀庭訓、式定、童子教、實語教、其外往來分の物をは十三の年讀了りけり、十四の歳は讀物には論語、朗詠、四書、五教、六韜、三略、其外文書多分讀明たり、朝は朝水に取て椽の傍に侍師匠參せ、夕には洗足を催而、廊の際に畏り、心を盡し身碎師範の奉公不淺、弟子去、七尺師影、不可踏と申候へは、誠尊敬無極者也、晝夜習學すると云へとも、生徳愚能に而所□淺し

十五の歳は、草行の字は如形書覺たれば、眞の物なと少し習之也、讀物は古今、萬葉、伊勢物語、源氏一部、八代集、九代集、其外歌書の口尺を聞、和歌の道を學ひ、人丸、赤人の跡を尋、定家家隆の流を知る、されは初春早梅と云心を○

春なからふる薄雪の匂ひかは、梅の花ちる庭の眞砂地、亦夏の歌とて、鳴か
 とよね覺わひしき夏の夜の心いつれのほとゝきすかな、又秋の歌には○
 秋の夜の名高き空の月しろは木々の梢にうつろひにけり、冬の歌○ふり
 つみし雪を嵐の吹はらひ、松のみとりは春めきにけり、此歌ともをは腰お
 れとや云はん、樵歌とやいはん、おかしき事のみ也、或は御連歌の有時は、御
 執筆の參一折書事も有、一座一句は難有事なれ共、はいかいの様に申出し
 けるは疎の事共也、扱又御はやしなとの有けるには、一さし舞て一曲をう
 たひ、何となく戯たるは、若侍の嗜みと人々申給へるは忝次第也、

十六の歳下山し、此二三年ヶ年在寺して窮屈なりければ、暫く令休息ける、
 先春の遊には的を興行而毎夕集り遊興しける、的いける弓は白木を本と
 する也、弓の名をはしやうきうと云也、的矢の羽はたゝの羽を本とする也、
 又は鷹のは鷺羽雉羽をもする也、的矢の名はいんやうの矢と云也、小的の
 次第は皆人知る事なれば不記之、有時は蹴鞠も遊けり、

(註) 戰國武將玉木吉保の自叙傳

〔七四六〕 多胡辰敏家訓

ヲサナキ時寺ニヲキナドスル事、必ず手習學文ノタメバカリニテハナシ、
 寺へハ上下ヲキラハズ、往來修行ノ人マデモ出入物ナレバ、人ニモマレ、ヲ
 ホクノ人ノ立居振舞ヲモ見、物ヲモ申カハセバ、カドナク人ナレシ物也、

(註) カドナク 圭角なく

〔七四七〕 日本西教史
 日本國紀事

身分ある人の子は十四歳までは佛僧の學校に往きて十四種の文字を書
 き讀むを學ぶ、尤も其形ちのみならず其意味をも習ふ、一は國王に呈する
 書體、一は國民に對する書體、其他別種の書體又は公書の體等を學ぶなり、

〔七四八〕 鎌倉大草紙

爰に哀なる事あり、下總國金剛授寺の僧中納言坊とていと若き僧あり、能書にて胤宣おさなき時より手習の師にてありけるが、胤宣父子切腹之由を傳聞、吊のために彼如來堂へ參詣して御經を讀燒香念佛しける、

〔七四九〕 腹たてず

庄屋いや、あれへ好きさうな御坊が行かる、問うてごろんじやれい、月行事心得ましてござる、し、まをし、僧此方の事てござるか、月行事なか、してこなたは、どれからどれへござる坊様でござる、僧身共のこれからどれへと申したら、風に木の葉の散る如くてござる、月行事意は、僧三界に家がござらぬ、月行事いや、近頃殊勝にござる、こなたをば呼びかける、別義でござらぬ、在所も、百軒ばかりの在所でござる、其處の草堂に足を休めさつしやれますまいかと存じて、呼びかけましてござる、僧いえ、それこそ望む所

でござる、月行事はてさて、過分にこそござれ、それに待たつしやれ、庄屋殿に引合せませう、なう、庄屋殿、あの御坊の草堂へ坐らうとおつしやる、これへ出て遇はつしやれい、庄屋いえ、身共がやうなる在所へ坐ると仰しやつて下さる、辱うござる、僧して、庄屋殿でござるか、萬事の義を頼みまする、庄屋何がさて、御坊のことならば、何とやうな御用なりとも、承らう、僧辱うこそござれ、庄屋いや、又御坊様も頼まねばならぬ、僧出家に似合うた事ならば、何なりとも仰しやれませい、庄屋いやは、別の事ではござらぬが、子供を數多持ちてござるが、いろはなども、ちと教へさつしやれて下されまする様にこれを頼みまする、僧何がさて、坊主に似合うた事てござる、庄屋して、こなたのお名は、何と申しまするぞ

〔七五〇〕 鎌倉北條九代記 卷第十二

同月二十八日、北條相模守基時、同修理大夫貞顯、執權と成りて連署せらる、

基時は是相模守重時には曾孫たり、彈正少弼業時には孫にて、新別當時兼が嫡男なり、貞顯は又是義時の五男に五郎實泰と云ひし人なり、後に龜谷殿と稱して、溫良仁慈の聞あり、その子越後守實時は、金澤に居住す、後に稱名寺とぞ號しける、その子越後守顯時より、金澤を家號とし、稱名寺の内に文庫を立てて、和漢の群書を集められ、内外兩典、諸史、百家、醫、陰、神、歌、世にある程の書典には残る所なし、金澤の文庫といふ印を拵へ、儒書には黒印、佛書には朱印、卷毎に押されたり、讀書講學望みある輩は、貴賤道俗立籠りて、學文を勤めたり、金澤の學校とて、舊跡今も残りけり、越後守顯時は、文武の學を嗜みて書典の癖とぞなりにける、その子貞顯本より學業の勤怠らず、作文、詩章には、當時に名を得し人なりければ、執權の職に居しても恥からずとぞ聞えける、

(註) 「金澤家譜付文庫」の條 ○同月 正元四年七月

〔七五二〕右文故事
附錄卷之一

金澤ノ文庫ハ北條實時カ設ル所ニシテ、其地ハ武州久良岐郡金澤郷六浦庄ト云ニ在リ、後ニ字シテ文庫ヶ谷ト云フ、則チ實時カ采地ニシテ別業ノ在ル所也、實時ヲ稱名寺ト號ス、顯時ニ至テ梵字ヲ建テ金澤山稱名寺ト云フ、其文倉ノ草創文獻ノ徵スベキ無ト雖モ、竊ニ實時カ履歷ヲ詳ニシ、亦復ソノ本ノ題跋ニ據リテ參稽互察スルニ、建長四年四月一日宗尊親王下向、ソノ卅日實時清原教隆ト共ニ引付衆ニ列ス、意フニ教隆此時親王ニ扈從シテ鎌倉ニ淹留セシヨリ、實時モト學ヲ好ムト雖モ、今マタ良師友ヲ同僚ニ得テ特ニ瑳琢ノ功アリシナルヘシ、故ニ凡ソ金澤本ノ跋尾ハ多クハ建長五年以後ノ題署ニ係ル、顯時貞顯ノ記アリト雖モ、實時ノ跋尤モ多シトス、又教隆未タ没セサル際ハ多クハ教隆ヲシテ題跋セシメ、既ニ没スルノ後ハ實時親カラ題署スルモノ多シ、其本マタ文永ノ火災ニ罹リテ再ヒ繕寫アリシモノモ少カラスト聞ユ、然レハ實時ヨリ以前ニ藏書ノ富アラサルコト

知へキナリ、彼此參攷スレハ實時閱閱ヲ以テ幼弱ヨリ出身シ機務ノ重任ニ當リ勢位ヲ極ト雖モ、然モ又ヨク恬退シ其金澤ノ別業ヲ經營シ書史ニ耽リ風月ヲ愛シ勢位ヲ以テ屑トセス老ニ至テ學ヲ好テ倦ズ、其中必大ニ人ニ過タルモノアラン、此ニ據テ之ヲ觀レハ實時中年教隆ノ教授ヲ得テ學彌長進シ其好ノ篤キ、遂ニ藏書ノ美富ヲ致シ、仙院縉紳佛刹ノ舊藏ニ至ルマテ力ヲ竭シテ搜訪鈔寫シ、當時宋朝ノ往來宋舶ノ貿易マタ常ニ宋本ヲ購藏シ、繕竣ノ樂ミ、儲蓄ノ富ミ、其末年文永建治ノ頃カ、文永七年ニ群書治要ノ類火災ニ罹リタルヲミレハ此ニ懲リテ僻地ヘ文庫ヲ建シ退居ハ建治元年ナリ、遂ニ文庫ノ設アリシナルベシ、鎌倉大變紙ニ金澤ノ文庫ハ北條九代フハ無稽ノ臆説ナリ蓋シ北條氏累葉學ヲ好ミ書ヲ愛シ能ク經傳ヲ尊ミ記録ヲ重ンス、故ニ武州ノ遺書ヲ聚メ、東鑑、貞永元年十二月ニ見ユ、全文ハ撰書ノ部ニ載ス善信ノ文庫ヲ構ル東鑑、承元二年正月ニ見ユ、余時マタ其遺法ヲ取シナルベシ、顯時貞顯ヨリ祖武ヲ履ミ家學ヲ墜サス、其題署ヲ見ルニ貞顯尤モ好學俊才トミヘタレハ其六波羅ニ在ルトキ新收

マタ少カルベカラス、正慶二年五月鎌倉一殲ノ後、其文庫ハ僻在セルヲ以テ儼乎トシテ廢セス、守僧モ亦實時ノ遺德ヲ荷テ遺書ヲ愛護セシナルベシ、其後諸國兵燹ニヨリ學ヲ好モノハ此文庫ノ衆書ノ在ルコト有ヲ以テ遂ニ一所ノ書院トセシト聞ユ、

(註) 引付衆 鎌倉室町時代の職名、評定衆の補助

〔七五二〕 鎌倉遊覽記

此金澤山稱名寺は、いつの年にか、龜山院の御願所と號せらる、この所は一切在家をましへす、今の在家は皆當寺境内なり、殺生禁斷の浦なりし、漁人など、申者一人もなし、時うつり國一度亂れ、寺廢亡して再ひいにしへにかへらす、庄園悉く落て武家押領の地となり、房跡は漁人の栖家となり、院々は跡なく海士の小屋敷そひ、當寺界外の下郎ともは武家の手につき、門外に有りなから、却てかれらか顔色をうかふありさまおもひやるへし、佛

前の燈もほそく、朝夕の燈もたえかち也、と老僧達三人かたられけるに、袖をうるほしつ、昔船つかはして一切經をも取わたし、其外俗書外典とも世に類ひなき本とも、金澤文庫と書付あるは、當寺より紛失したる也と語る、經藏もこぼれぬれば、本堂に一切經をはこめおくと也、寺の境致を見めくらしぬれば、山かこみ古木そびえたつて、松杉の隙ことに秋よりけなる紅葉のほのめきて、青地なる錦をはりたらむは、かゝるへきかなといひあへり、○中略池のほとりに一本の楓樹あり、いにしへ爲相卿、いかにしてこの一本の時雨らん山にさきたつ庭のもみぢ葉、とよみ給ひしより、此木時雨に染ぬとて、青葉の紅葉と申ならはしけるよし語りぬ、

(註) 爲相卿 藤原爲相、冷泉家の祖、家人

〔七五三〕 廻國雜記

此の在所に稱名寺といへる律院侍り、ことの外なる古所にて、伽藍なども

さりぬべきさまなる所々順禮し侍りけり、三重の塔婆にまうでけるに、老僧に行逢ひぬ、この塔の由來など尋ねければ、これにこそ楊貴妃の玉の簾二かけ安置し侍れ、我がはからひにて侍らましかば、一見させ侍るべき物をとて、懇切なる芳志ぞみえ侍りき、

(註) 此の在所 金澤

〔七五四〕 金澤文庫文書

又文庫書籍此人へかし候事あるましく候、もし李部なとへ進たる物候は、念其跡より取返して入へきよし、思雲房にもつたへ候へく候、もしやの事を申候也、

(註) 北條貞顯消息

〔七五五〕 金澤文庫文書

□ 參候て先日申候し文庫納物も、可入見參候、進發定日猶々可承存候、恐惶謹言

(註) 北條貞顯消息

〔七五六〕 金澤文庫文書

金澤文庫隨年令朽損候修理間事、可爲何様候哉、□

(註) 稱名寺三代目の長老湛睿消息

〔七五七〕 松雲公採集遺編類纂

稱名寺の五院古來より有來候書籍餘無沙汰なる仕置やうと人之批判も迷惑第一は龜山院勅願寺に候へば古より有來候古書、一字も脇へ散し申事不罷成候

(註) 津田太郎兵衛「延寶五年冬相州鎌倉邊書籍等搜索方被命留記」

〔七五八〕 鎌倉大草紙

上杉安房守も此人々○平清盛、源義仲、北條時政、義時、泰時等にはをよばざれども、かたのごとく禮法をたつとみ民を撫て、政道を專として諸士をあはれみ、絶たるをつぎすたれたるをおこし、政道たゞしくして人のなげきもなかりけり、武州金澤の學校は北條九代の繁昌のむかし學問ありし舊跡也、又上州は上杉が分國なりければ足利は、京都并鎌倉御名字の地にてたにことなりとかの足利の學校を建立して、種々の文書を異國より求め納ける、此足利の學校は上代承和六年に小野篁、上野の國司たりしとき、建立の所同九年篁陸奥守になりて下向の時、此所に學所をたてけるよし、其舊跡今にのこりけるを、應仁元年長尾景人が沙汰として、政所より今の所に移建立しける、近代の開山は快元と申禪僧也、今度安房守、公方御名字がけの地なればとて、學領を寄進して彌書籍を納め、學徒をれんみんす、されば此比諸國大にみだれ學道も絶たりしかば、此所日本一所の學校となる、是より猶以上杉安房守

憲實を諸國の人もほめざるはなし、西國北國よりも學徒悉集る、

(註) 應仁 異本には應永とある

〔七五九〕右文故事
附錄卷之四

學校ハ下野國足利郡ニ在リ傳云フ小野篁ノ草創スル處(鎌倉大草子)或ハ云フ足利義兼力建立スル處(分數年代記)未タ孰力はナルヲ知ラズ守重按ニ學校ノ事ヲ記載スルモノ鎌倉大草子ヨリ舊キモノヲ見ズ其說鹵莽ニシテ全ク取ヘカラス其他經史ノ題跋ヲ以テ通攷スレバ永享中上杉憲實ノ再興ニ因テ以テ今日ニ至ル蓋シ建置ノ久シキヲ經テ廢圯ノ厄ナクシテ遂ニ能ク學校ノ名ヲ墜ササルモノ亦上杉憲實ノ賜ナリ

(註) 「足利學校」の條 ○鹵莽 粗略

〔七六〇〕續本朝通鑑
卷第百六十三

憲實納五經註疏於下野國足利學校傳稱足利學校者小野篁家塾也中葉以來僧徒住焉然不稱長老和尚而稱先生以教授兒童且有求者則講五經及三略六韜等或曰尊氏曾祈勝軍之事於足利學校稱有驗而招京師儒官管之其人依水土之變而不幾早世自是儒官厭東行而不來故禪徒窺文字者領之云云○中略又有學校額華人蔣龍溪筆也云云

(註) 「後花園天皇三」永享十一年閏正月の條

〔七六一〕寒松稿
二

野州學校客殿本尊藥師如來安座○中略南剎浮提扶桑國關東道下野州足利郡有學校昔年小野侍中濫觴之敗壞不知何代其後永享己未年關東總副元帥上杉房州刺史藤原朝臣憲實法名長棟菴主爲檀越而中興之以孔子聖人畫像三幅并五經疏本寄附于講堂雖經幾春皆以無恙將謂神物之所擁護也

(註) 檀越 施主

〔七六二〕シヤギエル書簡集 第五卷

京都には有名なる一の大學あり、尙又五つの主要なる學林カレシチと二百有餘の僧院モナステリとあり、略○中 京都の大學の外、日本には其他の五ヶ所に主なる學院アカデミー存すコーヤ野高ネグ根來ヒソ比山及びオーミヤ江近この四つは京都の周圍に互に相近く位し、各三千五百の學徒を有す、これらの外、坂東の學院アカデミーあり、日本國中最も大にして最も有名なり、而も京都を距ること甚だ遠し、坂東は一大領土にして、六人の小主之に割據し、その中一人最も勢力あり、

(註) 西曆一五四九年第七十九信 ○坂東の學院 足利學校

〔七六三〕シヤギエル書簡集 第五卷

明年中には、京都の事情や諸大學の事や耶教關係の報道を詳細に書送らん、本年印度に渡航して我が教の祕奧を學ばんとする日本人のうち、京都及び坂東の大學にて教育を受けたる二人の僧侶ボンズあり、

(註) 西曆一五四九年第七十九信 ○明年 天文十九年人の僧侶

〔七六四〕シヤギエル書簡集 第五卷

坂東の大學は、日本の一島に在り、略○中 諸大學中最も有名なり、多數の僧侶ボンズその教法を學ばんとて絶えずかしこに至る、

(註) 西曆一五五二年第八十六信

〔七六五〕シヤギエル書簡集 第五卷

坂東の大學には四方より攻學の徒雲集す、かくて學徒その郷國に歸るやおのが學びたる所を以て郷人に授くるなり、

(註) 西曆一五五二年第八十九信

〔七六六〕日本西教史 日本國紀事

佛僧の職務とする所のものは、佛の祭祀を奉じ之に物を供し、或は人民の爲め説教し、少年を教育し、死人を葬むる等の事なり、其宗派に従て各々其宗教を授くるの大教院ありて、其最も高名なるものは高野山根來^{ナングレック}、比叡山、多武峰^{バンドウ}、坂東^{バンドウ}にして、高野山に留學する佛僧の人員は三千より四千に下らず、教院中最も高名にして且盛昌なるものはバンドウなりと云ふ。

(註) バンドウ 足利學校を指す

〔七六七〕 フロイス日本史

日本の諸大學と言ひても、それは歐洲の諸大學に類似せりとは想ふべからず、學生の最多數は僧侶^{ゴンス}か然らずんば僧侶^{ゴンス}たらんと學ぶ者どもなり、而して彼等の學業の主なる目的は和漢の文字を習ふに在り、彼等はまた諸宗派の教理即ち彼等の神學をも領得せんことを努む、尙ほ或は聊か天文學を、或は聊か醫學を修めんとす、然りと雖も教授並に學修の方法に於ては、

歐洲の諸學校に表はれたるが如き嚴密なるシステムは絶無なりとす、尙又日本には綜合分科を有する唯一の大學あり、それは坂東地方、足利と呼ぶ處に在るなり、

(註) 西曆一五四九乃至一五七九年間の日本史

〔七六八〕 寒松藥

大凡天下之間志於學者、入庠門則不分僧俗、不論貴賤、題學徒之名字於僧籍、以爲吾門弟子、是古來之箴規也、

(註) 庠門 足利學校

〔七六九〕 東路のつと

白川の關のあらまし、霞とともに思ひつゝなむ、幾春をか過しけむ、此の秋をだにとて、永正六年文月十六日と定めて思ひ立ちぬ、^{○中略} 靜喜より若殿

ばら相そへられて、下野の國佐野といふ所へ出てたち、足利の學校に立ち寄り侍れば、孔子、子路、顔回、この肖像をかけて、諸國の學徒かうべを傾け、日ぐらし居たる體は、かしこく且つはあはれに見え侍り、

〔七七〇〕病間長語
卷二

病夫先年下毛に遊しとき、學校^{利足}の^〇ことを土俗に尋ねしに、三四十年前までは學寮ありて、近邑富家の子弟などは、七八歳より學に入りしことに定め若し學に入さるものは、甚た愧ることなりしに、今はその風も止けりと語りき、僧徒なれば釋奠の禮もなく、生徒のあるへき筈もなし、教化のためともならず、

〔七七二〕有徳院殿御實紀
卷廿七

また足利の學舎見て參れとて、小姓に鷹匠、目付、鳥見、奥坊主など添て遣はさる、これかしこに藏する書籍を閲せしめられしとぞ聞えし、

(註) 享保十三年四月十八日の條

〔七七二〕甲子夜話
卷六十

足利學校は今は寺なれども寺號は無くたゞ學校とのみ稱し堂の本尊は佛ならで孔子の像なりと云今學校の住持は以前流學の間天祥寺に納所をして居し人にて今年來訪して咄せしと云唯恨むらくは僧を儒士に換たきことなり

〔七七三〕樵談治要

度者といふは、いまの世のやうに、思さまに出家する事はかなはず、公方のゆるされをかうぶりて、^{〇中}いまの世にも大法會の時は、度者の使とてた